

山梨県公報

第二千六百二十二号

平成二十八年

七月二十一日

木曜日

目次

公 告

- 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請……………六六一
- 一般競争入札について(二件)……………六六一
- がんに関する就労支援調査の実施……………六六四
- 大規模小売店舗を設置する者の変更の届出……………六六四
- 大規模小売店舗内の店舗面積の合計等の変更の届出……………六六五
- 都市計画の変更図書の縦覧(二件)……………六六六
- 監査委員**
- 監査の結果に基づく措置状況……………六六六
- その他**
- 裁決手続の開始(二件)……………六八一

公 告

● 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第三項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があった。その関係書類は、県民情報センターに備え置いて縦覧に供する。

平成二十八年七月二十一日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 申請のあった年月日 平成二十八年七月十一日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
 - 1 名称 特定非営利活動法人緑の木
 - 2 代表者の氏名 倉澤竜馬
 - 3 主たる事務所の所在地 山梨県西八代郡市川三郷町二千百六十八番地一
 - 4 定款に記載された目的 この法人は、加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する

疾病等により要介護・要支援状態となり、入浴、排泄、食事等の介護、機能訓練並びに療養上の管理その他の医療を要する高齢者等について、その高齢者等が尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な保健医療サービス及び福祉サービスを通じた支援や、障害者や障害児が日常生活または社会生活を営むための支援を行い、それにより、国民の保健医療の向上及び福祉の増進を図ることを目的とする。

縦覧期間 平成二十八年七月十二日から同年九月十一日まで

● 一般競争入札について

次のとおり一般競争入札を行う。なお、この公告は、千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定、二十二年三月三十日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定その他の国際約束の適用を受ける調達契約に係るものである。

平成二十八年七月二十一日

山梨県知事 後 藤 齋

一 一般競争入札に付する事項

- 1 調達をする借入物品等の名称及び数量
- (一) 名称 インターネット接続端末等
- (二) 数量 一式
- 2 調達をする借入物品等の仕様等 入札説明書で定める内容等であること。
- 3 借入期間 平成二十八年十一月一日から平成三十一年二月二十八日まで
- 4 納入場所 知事が指定する場所

二 事務を担当する所屬 山梨県総務部情報政策課

三 一般競争入札の参加資格 次のいずれにも該当しない者であること。ただし、この公告の日から開札の日までの間に山梨県から「山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領」に基づく指名停止の措置を受けている日が含まれている者は、参加資格のない者とみなす。

- 1 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六百六十七条の四第一項各号のいずれかに該当する者
- 2 地方自治法施行令第六百六十七条の四第二項の規定により競争入札に参加させないこととされた者であって同項の規定により定められた期間を経過していないもの
- 3 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第二条第六号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は法人であってその役員が暴力団員であるもの(地方自治法施行令第六百六十七条の四第一項第三号に

該当する者を除く。

4 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（これらの申立てにより更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた者を除く。）

5 営業に關し許可、認可等が必要とされる場合において、これらを受けていない者

6 資格審査の申請を行う日の属する月の初日において引き続き二年以上営業を営んでいない者

四 一般競争入札の参加資格の審査

1 申請の時期 平成二十八年七月二十二日（金）から同年八月十二日（金）まで（山梨県の休日を含める）を定める条例（平成元年山梨県条例第六号）に定める県の休日（以下「県の休日」という。）を除く。）

2 受付時間 午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで

3 申請書の提出方法 次に掲げる場所に持参すること。

山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県総務部情報政策課

五 入札手続等

1 契約条項を示す場所 四の3に掲げる場所

2 入札説明書の交付方法 この公告の日の翌日から平成二十八年八月三日（水）までの日（県の休日を除く。）の午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで、四の3に掲げる場所において直接交付する。なお、入札説明書の交付を希望する場合は、事前に六の8の(三)の問い合わせ先に電話連絡すること。

3 一般競争入札の参加資格の確認 入札説明書で定めるところにより一般競争入札の参加資格の確認を受けること。

4 入札及び開札の日時及び場所

(一) 日時 平成二十八年八月三十日（火）午前十一時

(二) 場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県庁北別館四階 マルチメディアルーム

5 郵送による入札書の提出先及び期限 郵便番号四〇〇一八五〇一山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県総務部情報政策課宛てに平成二十八年八月二十九日（月）午後五時までに到着するよう送付すること。

6 入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の八に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の百八分の百に

相当する金額を入札書に記載すること。

7 入札の無効 次のいずれかに該当する場合は、その入札は、無効とする。

(一) 一般競争入札に参加する資格のない者が入札したとき。

(二) この公告に係る一般競争入札に關して不正の行為があったとき。

(三) 入札書の金額、氏名、印鑑又は重要な文字の誤脱によって必要事項を確認し難いとき。

(四) (一)から(三)までに掲げるもののほか、この公告及び入札説明書に掲げる入札条件に違反したとき。

8 落札者の決定方法 山梨県財務規則（昭和三十九年山梨県規則第十一号）第二百一十七条第一項の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

六 その他

1 契約の手続において使用する言語及び通貨

(一) 言語 日本語

(二) 通貨 日本国通貨

2 入札保証金 免除

3 契約保証金 契約を締結しようとする者は、入札説明書で定める契約保証金を納めなければならない。ただし、山梨県財務規則第百九条の二の規定に該当する者は、これを免除する。

4 違約金の有無 有

5 前払金の有無 無

6 契約書作成の要否 要

7 長期継続契約 この公告に係る入札の結果、落札者との間で締結することとなる契約は、山梨県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成十七年山梨県条例第九十号）に基づく長期継続契約である。翌年度以降において当該契約に係る予算の減額又は削除があった場合は、当該契約を解除することがある。

8 その他

(一) 落札者が契約締結までの間に三の1から6までのいずれかに該当する者となつた場合は、契約を締結しない。また、この場合において、県は、損害賠償の責めを負わないものとする。

(二) 詳細は、入札説明書による。

(三) 問い合わせ先 山梨県総務部情報政策課（電話〇五五―二三―一四一九）

※ Summary

1 Nature and amount of services required:

Computer equipment: Equipment for Internet browsing system 1 set

2 Date and time for tender:

11:00 AM August 30, 2016

3 Bureau in charge:

Information Policy Division, General Affairs Department, Yamamashi Prefectural

Government 1-6-1 Marunouchi Kofu Yamamashi 400-8501 Japan TEL 055-223-1419

● 一般競争入札について

次のとおり一般競争入札を行う。なお、この公告は、千九百九十四年四月十五日マラケシユで作成された政府調達に関する協定、二十二年三月三十日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定その他の国際約束の適用を受ける調達契約に係るものである。

平成二十八年七月二十一日

山梨県知事 後 藤 齋

一 一般競争入札に付する事項

1 調達をする借入物品等の名称及び数量

(一) 名称 インターネットメールシステム機器等

(二) 数量 一式

2 調達をする借入物品等の仕様等 入札説明書で定める内容等であること。

3 借入期間 平成二十八年十二月一日から平成三十年十二月三十一日まで

4 納入場所 知事が指定する場所

二 事務を担当する所属 山梨県総務部情報政策課

三 一般競争入札の参加資格 次のいずれにも該当しない者であること。ただし、この公告の日から開札の日までの間に山梨県から「山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領」に基づく指名停止の措置を受けている日が含まれている者は、参加資格のない者とみなす。

1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の四第一項各号のいずれかに該当する者

2 地方自治法施行令第百六十七条の四第二項の規定により競争入札に参加させないこととされた者であつて同項の規定により定められた期間を経過していないもの

3 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第ニ条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であつてその役員が暴力団員であるもの（地方自治法施行令第百六十七条の四第一項第三号に該当する者を除く。）

4 会社更生法（平成十四年法律第百五十四号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（これらの申立てにより更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた者を除く。）

5 営業に關し許可、認可等が必要とされる場合において、これらを受けていない者

6 資格審査の申請を行う日の属する月の初日において引き続き二年以上営業を営んでいない者

四 一般競争入札の参加資格の審査

1 申請の時期 平成二十八年七月二十二日（金）から同年八月十一日（金）まで（山梨県の休日を含め、これを除く。）

2 受付時間 午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで

3 申請書の提出方法 次に掲げる場所に持参すること。山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県総務部情報政策課

五 入札手続等

1 契約条項を示す場所 四の3に掲げる場所

2 入札説明書の交付方法 この公告の日から平成二十八年八月十日（水）までの日（県の休日を除く。）の午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで、四の3に掲げる場所において直接交付する。なお、入札説明書の交付を希望する場合は、

事前に六の8の(三)の問い合わせ先に電話連絡すること。

3 一般競争入札の参加資格の確認 入札説明書で定めるところにより一般競争入札の参加資格の確認を受けること。

4 入札及び開札の日時及び場所

(一) 日時 平成二十八年八月三十日（火）午後一時三十分

(二) 場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県庁北別館四階 マルチメディアルーム

5 郵送による入札書の提出先及び期限 郵便番号四〇〇一八五〇一山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県総務部情報政策課宛てに平成二十八年八月二十九日（月）午後五時までに到着するよう送付すること。

6 入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の八に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

- 7 入札の無効 次のいずれかに該当する場合は、その入札は、無効とする。
 - (一) 一般競争入札に参加する資格のない者が入札したとき。
 - (二) この公告に係る一般競争入札に関して不正の行為があったとき。
 - (三) 入札書の金額、氏名、印鑑又は重要な文字の誤脱によって必要事項を確認し難いとき。
 - (四) (一)から(三)までに掲げるもののほか、この公告及び入札説明書に掲げる入札条件に違反したとき。
 - 8 落札者の決定方法 山梨県財務規則（昭和三十九年山梨県規則第十一号）第二百一十七条第一項の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
 - 六 その他
 - 1 契約の手續において使用する言語及び通貨
 - (一) 言語 日本語
 - (二) 通貨 日本国通貨
 - 2 入札保証金 免除
 - 3 契約保証金 契約を締結しようとする者は、入札説明書で定める契約保証金を納めなければならない。ただし、山梨県財務規則第九十二条の二の規定に該当する者は、これを免除する。
 - 4 違約金の有無 有
 - 5 前払金の有無 無
 - 6 契約書作成の要否 要
 - 7 長期継続契約 この公告に係る入札の結果、落札者との間で締結することとなる契約は、山梨県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成十七年山梨県条例第九十号）に基づく長期継続契約である。翌年度以降において当該契約に係る予算の減額又は削除があった場合は、当該契約を解除することがある。
 - 8 その他
 - (一) 落札者が契約締結までの間に三の1から6までのいずれかに該当する者となつた場合は、契約を締結しない。また、この場合において、県は、損害賠償の責めを負わないものとする。
 - (二) 詳細は、入札説明書による。
 - (三) 問い合わせ先 山梨県総務部情報政策課（電話〇五五―二三三―一四一九）
- ※ Summary
- 1 Nature and amount of services required:
Computer equipment: Equipment for Internet mail system 1 set

- 2 Date and time for tender:
1:30 PM August 30,2016
 - 3 Bureau in charge:
Information Policy Division, General Affairs Department, Yamanashi Prefectural Government 1-6-1 Marunouchi Kofu Yamashashi 400-8501 Japan TEL 055-223-1419
- がんに関する就労支援調査の実施
がんに関する就労支援調査を次のとおり実施するので、山梨県統計調査条例（平成二十年山梨県条例第五十号）第三条第二項の規定により、告示する。
平成二十八年七月二十一日
山梨県知事 後 藤 齋
- 一 調査の名称 がんに関する就労支援調査
 - 二 調査の目的 県内企業におけるがん患者の治療と仕事の両立について、実態やニーズを把握し、就労支援施策等の充実に活用することを目的とする。
 - 三 報告を求める事項
 - 1 治療と仕事の両立を支援する制度に関する事項
 - 2 がんにかかった従業員への対応に関する事項
 - 3 行政や病院が行う普及啓発・相談支援事業等への希望に関する事項
 - 四 基準となる期日 平成二十八年八月一日を調査基準日とする。
 - 五 報告を求める者
 - 1 調査地域 山梨県全域
 - 2 調査対象 県内に本社を置く従業員十人以上の法人企業から無作為に抽出した千の企業
 - 六 報告を求めるために用いる方法 自計式調査とし、調査票の配布は郵送により行う。回収はファックスにより行う。
 - 七 報告を求める期間 平成二十八年八月一日から同月三十一日までを調査期間とする。
- 大規模小売店舗を設置する者の変更の届出
大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定に基づき、次のとおり公告する。その届出を山梨県県民情報センターにおいて、この公告の日から平成二十八年十一月二十一日まで縦覧に供する。
平成二十八年七月二十一日

山梨県知事 後 藤 齋

氏名又は名称及び法人にあつては代表者の氏名	住所
三菱UFJリース株式会社 代表取締役 村田隆一 代表取締役 白石正	東京都千代田区丸の内一丁目五番一号

二 届出の概要

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - (一) 名称 ユニクロ甲府店
 - (二) 所在地 山梨県甲府市上阿原町五百十一番地一
- 2 変更した事項 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

変更後の氏名又は名称及び法人にあつては代表者の氏名	変更後の住所
三菱UFJリース株式会社 代表取締役 村田隆一 代表取締役 白石正	東京都千代田区丸の内一丁目五番一号

- 3 変更の年月日 平成二十七年七月八日
- 三 届出年月日 平成二十八年六月二十七日
- 四 縦覧場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県庁別館二階 山梨県県民情報センター

● 大規模小売店舗内の店舗面積の合計等の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定に基づき、次のとおり公告する。その届出を山梨県県民情報センターにおいて、この公告の日から平成二十八年十一月二十一日まで縦覧に供する。

平成二十八年七月二十一日 山梨県知事 後 藤 齋

氏名又は名称及び法人にあつては代表者の氏名	住所
三菱UFJリース株式会社 代表取締役 村田隆一 代表取締役 白石正	東京都千代田区丸の内一丁目五番一号

二 届出の概要

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - (一) 名称 ユニクロ甲府店
 - (二) 所在地 山梨県甲府市上阿原町五百十一番地一
- 2 変更しようとする事項

変更事項	変更前	変更後
大規模小売店舗内の店舗面積の合計	千五百平方メートル	三千八十六平方メートル
駐車場の位置及び収容台数	位置 届出の図面のとおり 収容台数 九十四台	位置 届出の図面のとおり 収容台数 二百三十五台
荷さばき施設の位置及び面積	位置 届出の図面のとおり 面積 四十八平方メートル	位置 届出の図面のとおり 面積 九十五平方メートル
廃棄物等の保管施設の位置及び容量	位置 届出の図面のとおり 容量 三十五立方メートル	位置 届出の図面のとおり 容量 七十五立方メートル
駐車場の自動車の出入口の数及び位置	数 三箇所 位置 届出の図面のとおり	数 六箇所 位置 届出の図面のとおり

- 3 変更する年月日 平成二十九年二月二十八日
- 三 届出年月日 平成二十八年六月二十七日
- 四 縦覧場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県庁別館二階 山梨県県民情報センター

● 都市計画の変更図書の縦覧

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により中央市長から次の都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書を次の場所において縦覧に供する。

平成二十八年七月二十一日

- 一 都市計画の種類 甲府都市計画用途地域 山梨県知事 後藤 斎
- 二 縦覧場所 甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県県土整備部都市計画課

● 都市計画の変更図書の縦覧

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により中央市長から次の都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書を次の場所において縦覧に供する。

平成二十八年七月二十一日

- 一 都市計画の種類 甲府都市計画特別用途地区 山梨県知事 後藤 斎
- 二 縦覧場所 甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県県土整備部都市計画課

監査委員

山梨県監査委員告示第五号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百九十九条第十二項の規定により、監査の結果に基づき講じた措置について通知があったので、次のとおり公表する。

平成二十八年七月二十一日

- | | |
|---------|-------|
| 山梨県監査委員 | 小野 浩 |
| 同 | 小泉 久 |
| 同 | 渡邊 英 |
| 同 | 白壁 賢一 |

財政的援助団体等監査

(1) 監査対象団体、監査実施日及び監査の結果は、平成28年3月1日発行（山梨県公報号外第八号）山梨県監査委員告示第一号のとおり

(2) 監査の結果に基づく措置状況

監査対象団体 公益財団法人 やまなし化学学習協会 所管部(局) 課 県民生活部 生涯学習文化課、県民生活・男女参画課(指定管理) 監査実施日 平成27年9月16日、17日 10月16日	講じた措置(又は今後の方針等) (措置の対応状況及び再発防止策等) 当該機器の金額を踏って税抜きの金額で判断してしまつたものであるが、当該機器については、直ちに固定資産台帳の作成及び登録を行った。また、平成27年度決算において、固定資産として計上し減価償却を行うこととする。 今後は、指摘事項を含めた備品購入にかかる点検事項のチェック表を作成し、職員へ周知徹底していくとともに、複数の職員によるチェック体制の強化を図り、適正な事務処理の遂行および再発防止に努めていく。
【指摘事項】 前回監査において、耐用年数1年以上かつ取得価額10万円以上の工具器具及び備品については、財務規程に基づき固定資産台帳を備えて管理することとなっているにもかかわらず、ネットワーク機器について固定資産台帳の作成及び登録がなく、減価償却が行われていなかったことから、指摘事項とした。 この監査結果に基づき措置状況において、「ネットワーク機器について固定資産台帳に登録することともに、平成25年度に固定資産として計上し減価償却を行った。」との回答があり、当該機器については所要の事務処理が行われていたが、今回の監査において、別の機器(ワイヤレスレーザー・プリンター・チェーナーユニット)に同様の事実が認められ、前回指摘事項としたことが改善されていなかった。(びゅうあ総合)	1 (措置の対応状況及び再発防止策等) ネットワーク機器について、通信機器の耐用年数についての理解と確認が不十分であったため、耐用年数を5年としていたが、固定資産台帳の耐用年数、減価償却費、償却額を直ちに修正した。 また、平成27年度末においては、減価償却費の過年度訂正および適正な減価償却費を計上することとする。 今後は、会計士などにも十分確認した上で、固定資産台帳へ登録し、適正な事務処理に努める。
1 (指導事項) ネットワーク機器について、前回監査に基づき固定資産台帳に登録することともに平成25年度に固定資産として計上し減価償却を行っていたが、耐用年数について10年のところを5年とする誤りがあり、平成26年度の減価償却費が過大に計上されていた。また、過年度の減価償却費が計上されていなかったため、期末帳簿価額が過大となっていた。(びゅうあ総合)	2 (措置の対応状況及び再発防止策等) 2 普通預金口座に入金された利用料金3,780円について、決算日の3月31日に残高として残っ

ていたが、貸借対照表において普通預金として計上せず、未収金として計上していた。(びゅあ富士)

3 郵便切手類受払簿について、払い出しや使用先の記載がもれているもの及び当月未残と翌月の前月繰越残が相違しているものがあった。(ことぶき勸学院)

4 財務規程第17条の3に「即日」に処理できない現金については、金庫に保管し迅速に処理するものとする。ただし、収納した金額が3万円に達するまでは、7日分までの金額を取りまとめで払い込むことができる。」と規定されているが、双葉ふれあい文化館の利用料金の現金及び森の教室の参加費の現金について、7日を超えて払い込まれているものがあった。また、双葉ふれあい文化館の利用料金の現金については、3万円を超えた時点で迅速に払い込まれていないものがあった。(双葉ふれあい文化館)(森の教室)

5 びゅあ3館及び双葉ふれあい文化館の利用料金収益の会計年度所属区分については、平成20年改正の新公益法人会計基準に基づき、利用日の属する会計年度で処理している。しかし、財務規程においては、「収入の会計年度所属は、これを領収した日の属する年度」と規定し、利用料金等に関する事務取扱要綱では、「利用料金の会計年度所属は、利用料金明細通知書を発するものは、当該明細通知書を発した日の属する年度」と規定されており、同会計基準が反映されたものとなっていなかった。

6 平成26年度の修繕費として未払金に計上した、照明交換工事、LED交換修繕工事及び玄関タイル修繕工事の費用について、次のとおり、不適切な処理が認められた。

確認しているが、計上の処理を誤ってしまったため、監査終了後、伝票を訂正しました。

3 (措置の対応状況及び再発防止策等)
郵便切手類受払簿については、記載内容のチェック体制が不十分であったことから、記載漏れ等の誤りが生じてしまったことが、直ちに記載漏れの記入及び修正を行った。今後は、当月末の残高等について、複数の職員で確認し、管理の徹底を図っていく。

4 (措置の対応状況及び再発防止策等)
双葉ふれあい文化館及び森の教室の現金収入については、定期的に職員が本部へ持ち参っていたが、勤務体制や距離が離れているなどの理由で期限を超えてしまう事例が発生していった。

5 (措置の対応状況及び再発防止策等)
協会財務規程及び利用料金等に関する事務取扱要綱が、新公益法人会計基準を反映しているかの確認を怠ってしまった。現行における収入の会計年度処理は、新公益法人会計基準に基づき行っているため、同会計基準が反映されるよう、平成28年3月3日の理事会において財務規程及び利用料金等に関する事務取扱要綱の改正を行った。

6 (措置の対応状況及び再発防止策等)

(1) 上記3件の工事について、検収日が実際の完成確認日ではなく、請求日の日付となっていた。

(2) 照明交換工事は、運延により平成27年4月10日の完成となったため、平成26年度の未払金とせず、完成した日の属する年度の支出とすべきであった。

(3) LED交換修繕工事の納品書及び請求書に日付の記載がなく、修繕工事が確認できなかった。

(4) 玄関タイル修繕工事の請求書に修繕工事の日付がなく、修繕工事が確認できなかった。また、玄関タイル修繕工事のうち外部通路タイル部分補修工事について、「山梨県立男女共同参画推進センターの管理に関する基本協定書」第18条第3項の規定に基づく県の承認を受けていなかった。(びゅあ総合)

7 印刷機及び紙折り機(付加装置)の賃貸借料金の不足分について、4月1日付で管理費の消耗品費から流用しているが、財務規程第14条第3項に定める予算流用何かが起案されていなかった。(山梨県生涯学習推進センター)

8 印刷機インク等の請求書に請求日付のないものが複数あった。(山梨県生涯学習推進センター)

9 複写サービスに関する契約書において、財務

(1) LED交換修繕及び玄関タイル修繕については、平成26年度中に完了していたが、請求書の検査検収日を誤って請求日としてしまった。

(2) 当該工事については、平成26年度内に完了する予定であったため、会計処理を誤ってしまった。

(3) 請求書の日付記載の確認について、職員への周知徹底が不十分であったが、今後は、指導事項にかかるチェックポイントをまとめて職員に配布し、適正な事務処理が行えるよう複数での確認を徹底していく。

(4) 請求書の修繕工事日の記載確認について、職員への周知徹底が不十分であったが、請求書の修繕工事日の確認は、適正な事務処理が行えるよう複数での確認を徹底していく。

(5) 今回の修繕に係る協定書に基づく県の承認は、県所管課に内容を説明し、事後となくなってしまったが承認を得た。今後は、不具合箇所の早期把握に努め、内容や金額に応じて、県所管課との調整を早めに行うこととする。

7 (措置の対応状況及び再発防止策等)
予算の流用を行う際の事務処理手順について、職員への周知徹底が不十分であったため、今後は、事務処理フローを作成し、職員に周知するとともに、支払いまでの事務処理の中で複数での確認を徹底していく。

8 (措置の対応状況及び再発防止策等)
請求書の日付記載の確認について、職員への周知徹底が不十分であったため、今後は、指導事項にかかるチェックポイントをまとめて職員に配布し、適正な事務処理が行えるよう複数での確認を徹底していく。

9 (措置の対応状況及び再発防止策等)

<p>規程第44条及び業務委託仕様書の管理運営基準に基づき、記載すべき契約保証金免除条項及び暴力団排除条項の記載がなかった。 (山梨県生涯学習推進センター)</p>	<p>契約書に記載すべき事項についての周知が不十分であったことから、今後は、チェック項目をまとめて職員に配布し、確認を徹底していく。</p>
<p>10 平成26年4月から高速道路利用料金を通勤手当の支給対象としているが、支給可能な根拠規定が協会職員給与規程に明記されていなかった。</p>	<p>10 (措置の対応状況及び再発防止策等) 手当の支給についての法裁処理は行っていたが、協会職員給与規程に明記していなかったため、平成28年3月3日の理事会において同規程の一部を改正し、高速道路料金 の支給規定を明記した。</p>
<p>(意見) 今回の監査において、不適切な事務処理が多数認められた。特に、このうちの指摘事項1件については、固定資産の取扱いについて前回指導事項と同様の内容の不備であり、前回の監査結果が、協会の事務改善に結び付かなかったことは遺憾である。 協会は、多数の施設を運営しており、現場の裁量で行う事務処理も多いと考えられるが、組織全体で事務処理の適正化に努められたい。</p>	<p>固定資産の取扱いについては、今後は、不備を繰り返さないよう、点検事項のチェック表を作成し、職員へ周知徹底していくとともに、複数の職員によるチェック体制の強化を図り、適正な事務処理の遂行および再発防止に努めていく。 また、会計処理における確認項目や処理手順について協会全体で徹底するとともに、常に複数の職員が確認を行う体制とし、適正な事務処理を行っていく。</p>

<p>監査対象団体 公立大学法人 山梨県立大学</p>	
<p>所管部(局) 課 県民生活部 私学・科学振興課</p>	
<p>監査実施日 平成27年9月3日、4日 10月13日</p>	<p>講じた措置(又は今後の方針等)</p>
<p>(指導事項) 1 会計事務取扱規程第31条に定められている月次報告書に添付する書類のうち、予算差引簿の作成・添付がされていなかった。</p>	<p>1 (措置の対応状況及び再発防止策等) 予算差引簿の出力が膨大な量となるため添付してはなかったが、予算差引簿を項目別に出力するためのシステム改良を行ない平成28年1月から添付している。</p>
<p>2 大学所蔵の図書資料について、図書館資料管理要項第10条に定める除籍等の処理方法の不備や誤りがあったため、貸借対照表への図書資産の計上額と図書システムによる図書資産台帳の残高に差異があった。</p>	<p>2 (措置の対応状況及び再発防止策等) 図書システムと総務課所管の財務会計システム間において、処理方法の統一を図ったところ、平成27年度購入分の図書資産の増加額と図書資産台帳の増加額は一致した。今後は、平成27年度以前の残高の差異をすみやかに解消するとともに、四半期ごとに両システムにおける図書資産残高の確認を行う。</p>
<p>3 小口現金について、小口現金取扱要項第7条に「毎日の小口現金出納業務終了後、小口現金の受払を小口現金出納帳(様式第3号)</p>	<p>3 (措置の対応状況及び再発防止策等) 小口現金については取扱要項に基づき、毎日、記載と残高照合を行い、記入漏れが</p>

<p>に記載し、小口現金の現在高と帳簿残高との照合をしなければならない。」と規定されているが、照合されていないものがあった。 また、約り資金金について、約り資金取扱要項第5条に「約り資金金保管簿を備え、毎日翌日に繰り越す約り資金の手許有高を記載しなければならない」と規定されているが、記載されていないものがあった。</p>	<p>ないようチェックをしている。また、約り資金についても、取扱要項に基づき、毎日保管簿への記載を行い、チェックをしている。</p>
<p>4 エレベーター保守管理業務委託について、契約書等が作成されていなかった。</p>	<p>4 (措置の対応状況及び再発防止策等) 3年間の長期継続契約であったため、担当者が再契約を失念していた。委託契約一覧表を作成し、漏れないようチェックを行うこととした。</p>
<p>5 預り金の出納について、不適切な事務処理があった。 所得税 退職手当控除の未納付 2件 1,171,902円 報酬から控除の未納付 1件 5,243円 過納付 3件 9,258円 社会保険料 健康保険料 控除過不足分 39,021円 厚生年金保険料 控除過不足分 42,335円</p>	<p>5 (措置の対応状況及び再発防止策等) 職員の預り金出納事務への理解不足により、所得税等の未納金及び過納金が生じた。所得税の未納付分は平成27年10月に納付済み、その他については平成28年3月23日に処理を完了した。業務スケジュール管理表を作成し、適正な事務処理に努めている。</p>
<p>6 JRで通勤し回数券の金額で支給している教員の通勤手当の認定に誤りがあり、過大に支給されていたものがあった。</p>	<p>6 (措置の対応状況及び再発防止策等) 通勤手当の積算の際、担当者が数字の転記ミスをしていて、平成27年11月に戻入措置を行なった。通勤手当認定に当たって、複数職員によるさらなるチェック強化を図っている。</p>
<p>7 私用自動車を利用した旅行において、通勤手当との調整に誤りがあり、過大に支給されていたものがあった。</p>	<p>7 (措置の対応状況及び再発防止策等) 担当者が通勤調整を失念していた。平成27年10月に戻入措置を行うとともに、職員の通勤方法リストを作成し、複数職員によるさらなるチェック強化を図っている。</p>
<p>8 通勤届に通勤経路の記載がないものがあった。</p>	<p>8 (措置の対応状況及び再発防止策等) 担当者が通勤経路の記載がないことを見落としていた。監査後、該当職員が直ちに記載を行なった。記載事項に漏れないよう複数職員によるさらなるチェック強化を図っている。</p>
<p>(意見) 経済・社会のグローバル化、少子高齢化の進行など、大学を取り巻く環境が大きく変化する中、県が示した第2期中期目標(平成28年度～</p>	<p>・第2期中期目標への取り組み 県から示された第2期中期目標の達成のため、その中期目標期間においての中期計</p>

平成33年度)の達成に向け、引き続き、地域の産業復興や地域福祉、住民の生活・文化の向上に取り組みとともに、地域の課題解決に貢献できる優秀な人材の地域への供給など、新たに策定する中期計画の普及な推進に取り組みました。

特に、少子高齢化、人口減少等を始めとした地域が抱える様々な課題に対応した地域研究や地域連携プロジェクトを推進し、地域との連携を強化するとともに、外部研究資金の獲得や多様な大学事業の展開による自主財源の確保や拡充等、自己収入の増加のための活動を積極的に進めることにより財務内容の改善に努められた。

また、今回の監査において、前回指導事項とした図書資産の計上額と台帳上の残高の差異について一部改善にとどまっていた件を含め、8件を指導事項とした。これらは、基本的な事務における確認不足などによるものであるが、職員は、一人一人が県立の大学の運営に携わっているということに常により自覚しながら、適切な事務処理の執行に努めるとともに、チェック体制等の再確認や事務職員の育成等に取り組みたい。

画及び各年度で実施する年度計画を策定した。第1期の実績をもとに、日本や広く世界の動向を把握し、そのニーズに的確に答えることが必要だと考える。法人化した果立大として、その存在意義をさらに明確化し、県民の要請に答えられる自由闊達な(知)の拠点として、より強く大学カラーを示しながら「質の高い」「個性のある」大学を創り上げていく。

・人口減少等地域連携プロジェクト
平成27年11月より県内外の12大学が参加する「地(知)の拠点大学による地方創生推進事業」を実施している。この事業は若者に魅力ある就職先を地域で創出・開拓するとともに、実践的な地域志向人材を育成することとし、5年間で地元就職率8.3ポイント増を掲げている。本学は「地域教養」に関する幹事大学として、観光、ものづくり、子育て支援等、地方創生に向けた教育研究活動を積極的に推進している。

・自己収入増加のための活動
外部資金獲得に向けた研修会の開催時期や回数を工夫することにより、申請者の応募しやすい環境づくりに取り組んでいる。また、受託研究・受託事業については、「地域研究交流センター」や「地域総合戦略センター」が中心となり、受託研究等獲得に向けて、県内自治体に対し働きかけを行なっていく。

・事務職員の育成等
学内外の研修へ積極的に参加するとともに、他大学と連携したネットワーク型職務内容改善(SD)を活用した、体系的で実践的な研修制度を構築し、高度化・複雑化する大学業務に対応できる専門的知識・能力を備えた職員の育成に努める。

監査対象団体	地方独立行政法人 山梨県立病院機構
所管部(高)課	福祉保健部 医務課
監査実施日	平成27年10月13日、14日
	監査の結果
	11月16日
	講じた措置(又は今後の方針等)
[指摘事項] 前回監査において、予算執行表の支出予算の項又は目の科目に、執行額が予算額を超えてい	(措置の対応状況及び再発防止策等) 前回監査での指導を受け、規程の改正の

るものがあり、実質的に支出予算の各項又は各目の金額が流用されていたが、会計規程第14条第2項又は第3項に規定する予算流用申請書の作成及び理事長の決定がされていなかったことから、指導事項とした。

この監査結果に基づき措置状況において、「今後、他の地方独立行政法人の処理方法を確認したうえで、現状の事務処理に沿うよう規程改正を行う等の検討を進めていく。」との回答があったが、今回の監査においても状況の変化はなく同様の事案が認められ、前回指導事項としたことが改善されていなかった。また、執行額に対して予算総額が不足する状況にあったが、同規程第12条第1項に基づく当初予算の変更がなされていなかった。

(指導事項)
1 有価証券(債券)の未収利息を計上しているが、日数計算の誤りにより、未収利息が過大計上となっていた。

2 医薬品の実地棚卸において、棚卸差異が多額に発生しているが、予備監査日現在まで原因追及がなされていなかった。

必要性など、他県の地方独立法等に聞き取りを行うなど見直しの検討を進めてきた。今年度についても執行額が予算額を超える見込みであったことから、機構理事会において、これまでに2回(12月、3月)予算の変更を行った。今後は、常に予算額と執行額の把握に努め、必要に応じて、予算の変更及び流用など会計規程どりの適切な予算管理を行っていく。

1 (措置の対応状況及び再発防止策等)
有価証券の未収利息については、新規に取得した有価証券を除き、前年度と同じ額を計上していたことによるもの。今後は、毎年度、利息の再計算を行い適正な額を計上する。

2 (措置の対応状況及び再発防止策等)
監査日当日の資料に記載のあった「棚卸高一帳簿残高の差異である「棚卸差異」ではなく、病棟における一週間の使用額を記載したものであることが明らかになりました。このため、平成26年度の薬剤部内の倉庫並びに調剤室、外来及び各病棟の実地棚卸の結果を再度確認しました。この結果、薬剤部内の倉庫では物流管理システムの在庫と実地棚卸量は一致しており、薬剤部内の調剤室、外来及び各病棟では実在庫を期末在庫としていたため、棚卸差異は発生していませんでした。また、当院では医薬品の受入れ、払出し及び管理に当たっては、引き続き薬品の種別に応じて適正な管理を行っていきます。具体的には、麻薬については法律で定められた管理を行い、向精神薬及び劇薬については帳簿による管理又は他の医薬品と区分した管理を引き続き行っていきます。さらに、医薬品の実地棚卸に当たっては、病院内の薬剤師、看護師のみならず、会計監査人が実地棚卸に立ち会うとともに、事

<p>3 長期未収金が次のとおり認められた。(決算日現在)</p> <p>①中央病院 医業未収金 259,703,206 円 ②北病院 医業未収金 19,519,868 円</p>	<p>3 (措置の対応状況及び再発防止策等)</p> <p>長期未収金残高 (H28.2.29現在)</p> <p>①中央病院 未収金残高 240,146,207 円 回収済額 19,556,999 円</p> <p>②北病院 未収金残高 17,643,340 円 回収済額 1,876,528 円</p> <p>医業未収金については、文書等で督促しているが、発生から1年が経過したものは弁護士事務所と締結している未収金回収業務委託により、引き続き未収金残額の低減を図っている。</p> <p>また、中央病院では、平成27年6月から、初期段階での請求を強化(督促状送付:発生から1ヵ月以内・発生から半月以内)するとともに、発生から3ヵ月経過したものは連帯保証人にも請求を開始した。</p>
<p>4 消費税の中間申告納付において、納付期限を過ぎて納付したものがあり、延滞税6,400円を支払っていた。</p>	<p>4 (措置の対応状況及び再発防止策等)</p> <p>担当者が納期限を失念していたため、納期限内に納付できず延滞税が発生した。今後は、事務の管理を徹底し、納付期限の遵守に努めた事務処理を行っていく。</p>
<p>5 契約書の記載について、次のとおり不備があった。</p> <p>(1) 単価契約である「北病院除雪業務委託契約書」について、予定数量の記載がなかった。また、違約金条項が単価契約のものとなっていないかった。</p> <p>(2) 単価契約である「臨床検査業務委託契約書」について、予定数量の記載がなかった。</p> <p>(3) 医療用医薬品の購入に関する単価契約書において、契約保証金を免除していたが違約金に関する事項が記載されていなかった。また、予定数量の記載がなかった。</p> <p>(4) ボリ塩化ビニル座薬物(特別管理産業廃棄物)処理委託契約書及び産業廃棄物処理委託契約書(収集・運搬)において、契約保証金の免除に関する事項及び違約金に関する事項の記載がなかった。</p>	<p>5 (措置の対応状況及び再発防止策等)</p> <p>従来の契約書を継続して使用していたため、予定数量や契約、保証金等の記載漏れが生じた。今後は、契約書作成担当者及び経理担当者が相互確認を行い、予定数量及び必要な項目等の記載の不備がないよう徹底していく。</p>
<p>6 平成26年度山梨県NICU入院児退院支援コーディネート事業費補助金について、法定福利費の積算に誤りがあり、過小に実績報告</p>	<p>6 (措置の対応状況及び再発防止策等)</p> <p>補助金申請にあたり、内容の確認不足から対象経費の支出額の算出に誤りがあった</p>

<p>を行っていた。</p> <p>(意見)</p> <p>県が示した第2期中期目標(平成27年度～平成31年度)を達成するため、引き続き県民の健康と生命を守る基幹病院として、医療の質の向上と経営基盤の安定化に努め、政府医療を確実に実施するとともに、地域の医療機関との連携を一層強化するなど、医療を取り巻く環境の変化と多様化する県民の医療ニーズに的確に対応し、中期計画の着実な推進に取り組みしたい。</p> <p>また、今回の監査において、執行額が予算を超過する場合の手続きについて、前回の指導事項が改善されていなかったことを指摘した。自ら定めた会計規程を遵守せず、予算管理が適正に行われていない状況が放置されていたことは、極めて遺憾である。このほか、6件が指導事項とされたことも含め、迅速かつ適正な改善を図るとともに、業務に必要な法令、会計、診療報酬体系等に精通した事務職員の育成に努め、今後とも県立の病院として、県民に信頼され県内医療機関の模範的役割を果たしていけるよう業務運営の改善等に取り組みきたい。</p> <p>なお、機構の減価償却の方法は、平成19年度税制改正前の旧定額法に基づき、取得価額の5%まで償却を行っている。しかしながら、この方法は、耐用年数を経過した時点での資産価値の実態を反映しているわけではないため、改正後の償却方法により残存価額は1円(備忘価額)とすることを検討されたい。</p>	<p>ことによるものであり、その結果、本来受領すべき補助金額より合計5,909円の補助金を過小受領した。今後は、適正な対象経費の支出額の算定を徹底する。</p> <p>県が策定した中期目標を達成するために、その中期目標に定められた政策医療の確実な実施、医療の質の向上及び経営基盤の安定化に向け、機構においても第2期中期計画(平成27年度～平成31年度)を策定しており、引き続き山梨県の基幹病院として、多様化する県民の医療ニーズに対応するため、今後も、職員一丸となって、その実現に向け取り組んでいく。</p> <p>今回の監査結果を真摯に受け止め、指摘等された事項については早急に改善を図り、県民に信頼される医療機関として、業務運営の改善等に積極的に取り組みで行きたい。</p> <p>なお、減価償却方法の変更については、機構の会計監査人とも協議し検討していきたい。</p>
<p>監査対象団体 社会福祉法人 山梨県社会福祉事業団</p> <p>所管部(局) 課 福祉保健部 福祉保健総務課、障害福祉課 (指定管理)</p> <p>監査実施日 平成27年9月29日、30日 11月2日</p> <p>監査の結果</p> <p>[指摘事項]</p> <p>1 前回監査において、</p> <p>(1) 軽油、灯油及びA重油の予定価格について、市場価格等から積算した算出価格に対し、契約担当者は、明確な根拠がないまま予定価格を高く設定していたこと</p> <p>(2) 軽油に係る予定価格の積算において、軽油</p>	<p>1 (発生原因の検証結果)</p> <p>担当者の引継ぎが不十分であり、さらに施設内での周知が徹底されていなかったことにより、同様の処理を行ってしまった。また、複数職員による確認が徹底されていなかった。</p> <p>講じた措置(又は今後の方針等)</p>

引取税も含めて消費税を算出していたこと
(3) レキエマラーカソリン、軽油及び灯油の各契約書に予定数量の記載がなかったことから、指導事項とした。
この監査結果に基づき措置状況において、
「(1) 燃料の予定価格については、市場価格調査機関の情報等に基づき積算する。(2) 軽油の予定価格については、軽油引取税を除いた単価で積算する。(3) 予定数量を記載可能な場合、記載することとした。」との回答を行っていたにもかかわらず、今回の監査においても、前回指導事項としたことが改善されていなかった。(さぼりの家)

2 前回監査において、新規土地購入既存施設解体工事請負他2件の契約書に、経理規程第59条に基づき契約保証金に関する条項が記載されていたことから、指導事項とした。
この監査結果に基づき措置状況において、
「今後は、事業団経理規程施行細則第30条の規定に基づき、「保証金の免除」を記載する。」との回答を行っていたにもかかわらず、今回の監査においても、一般廃棄物処理業務委託契約書及び電動ベッド等の物品売買契約書に同様の事案があり、前回指導事項としたことが改善されていなかった。また、一般廃棄物処理業務委託契約書については、貼付消印されていた収入印紙の金額に誤り(不足)があった。(桃源荘)(サテライト桃源荘)

3 前回監査において、新館吸収冷温水機応急修理工事において、経理規程施行細則第41条に定める検収並びに所定書類への検収年月日及び職氏名の記載、押印が行われていなかったことから、指導事項とした。

(措置の対応状況等)
(1) については、石油情報センターのホームページから市場価格情報を入力し、燃料の予定価格の算出根拠とした。
(2) については、軽油の予定価格を軽油引取税を除いた単価で積算した。
(3) については、契約を行う前年度の実積数量を基に記載した。
(再発防止策)
今回の指摘を受け、平成27年11月5日、本部事務局担当者が施設にて契約手続きの指導を行うとともに、平成27年12月8日、事務担当者会議を開催し、入札・契約手続き等に関する事務処理について再度、各施設管理担当者に対し周知徹底した。また、施設においては今後、入札、契約を行う前に、複数職員による確認を徹底し、再発の防止に努める。

2 (発生原因の検証結果)
担当者の理解が不十分であり、さらに施設内での周知が徹底されていなかったことにより、同様の処理を行ってしまった。また、複数職員による確認が徹底されていなかった。
(措置の対応状況等)
契約書の作成については、業者に「保証金の免除」について事業団経理規程施行細則第30条により、契約担当者が、その必要がないと認めたときは免除できることを伝えると共に、今後記載することを徹底した。また、収入印紙については追加の印紙の貼付を行った。
(再発防止策)
平成27年12月8日、事務担当者会議を開催し、入札・契約手続き等に関する事務処理について各施設管理担当者に対し周知徹底した。

3 (発生原因の検証結果)
前回の指摘事項に対する改善策について施設内での周知が徹底されていなかったことにより、同様の処理を行ってしまった。また、複数職員による確認が徹底されてい

この監査結果に基づき措置状況において、
「今後は、事業団経理規程施行細則第41条の規定に基づき、検収を行う。」との回答を行っていたにもかかわらず、今回の監査においても、サービスマソンの購入において同様の事案が認められ、前回指導事項としたことが改善されていなかった。(サテライト桃源荘)

(指導事項)
1 平成26年度中に処分した売却伊他7点の固定資産について、固定資産処分損が計上されていなかった。(桃源荘)

なかった。
(措置の対応状況等)
物品の検収については、受領者その場で確実に処理するよう、再度周知徹底を図った。
(再発防止策)
平成27年12月8日、事務担当者会議を開催し、入札・契約手続き等に関する事務処理について各施設管理担当者に対し周知徹底した。
また、施設においては今後、検収時における記載事項及び押印について、複数職員による確認を徹底し、再発の防止に努める。

1 (発生原因の検証結果)
固定資産廃棄処分時の決裁を受けていたが、管理担当者の確認ミスにより、会計上の処分手続きが行われていなかった。
(措置の対応状況等)
平成27年度会計において、構築物売却損・処分損および器具及び備品売却損・処分損として処理をした。
(再発防止策)
固定資産の廃棄に伴う処理については、固定資産管理台帳からの除却及び会計処理について同時に行い、複数職員による確認を徹底し、再発の防止に努める。

2 郵便切手の期末残高が、貸借対照表に資産として計上されていなかった。(本部事務局)
3 郵便切手及び収入印紙の期末残高が、貸借対照表に資産として計上されていなかった。(桃源荘)

2、3 (発生原因の検証結果)
社会福祉法人会計基準における「重要性の原則」の適用により、通常消費する程度の郵便切手等金券については資産計上の必要は無いとの見解を示しているため、受払簿による残高確認の徹底をすることにより、資産としての計上はしていないかった。
(措置の対応状況等)
平成27年度決算時に貸借対照表に資産として計上する。
(再発防止策)
転売等の不正防止のため、引き続き日常的な管理を徹底するとともに、毎年度末の保有残高について資産計上を行っていく。

4 貯蔵品のうち、漂白剤の期末残高の計算において、単価に誤りがあり110,676円が過大に計上されていた。(桃源荘)

4 (発生原因の検証結果)
棚卸しにおける貯蔵品の期末残高を計算する際、予算単価にて計算を行ってしまったため、実際の取引金額と差異が生じ、過大な計上となっていました。

<p>5 平成27年3月分電気料のうち、49,013円を未払金に二重計上したため、水道光熱費が過大に計上されていた。(サテライト桃源荘)</p>	<p>(措置の対応状況等) 平成27年10月1日付で訂正伝票を起票した。 (再発防止策) 貯蔵品の期末残高の計算における単価は、時勢における実単価をもって計算する。また、棚卸しの金額については、複数職員による確認を徹底し、再発の防止に努める。</p>	<p>6 燃料(灯油、A重油)の契約書の記載について、次のとおり不備があった。 (1) A重油の契約において、契約書第5条第2項に「請求額は、第1条に定める単価に納入量に乗じた金額に、当該金額100分の8に相当する額を加算した金額とする。」とあるため、契約書第1条で税抜金額による単価を定めているが、単価 94.8円の後に「(内取引に係る消費税額7.58円)」との不用な文言が記載されていた。</p>	<p>5 (発生原因の検証結果) 未払金の決算仕訳の際、間違っって二重計上してしまった。 (措置の対応状況等) 決算後、間違いに気付いたため平成27年4月1日付で訂正伝票を起票した。 (再発防止策) 決算時、財務諸表及び附属明細書の整合性について、複数職員による確認を徹底し、再発の防止に努める。</p>	<p>(2) 灯油の契約において、単価は税込金額で定めており、契約書第1条に「単価 97.2円(内取引に係る消費税額 7.2円)」とあるが、契約書第5条第2項に「請求額は、第1条に定める単価に納入量に乗じた金額に、当該金額100分の5に相当する額を加算した金額とする。」との不用な文言が記載されていた。</p>	<p>6 (1) (発生原因の検証結果) 契約書の確認を怠ったことにより、不用な文言を削除しそのまま契約書を作成してしまった。 (措置の対応状況等) 契約書第1条で税抜金額による単価を定めているので、単価の後の「(内取引にかかる消費税額)」は削除した。 (再発防止策) 契約を行う際、契約書の内容について、複数職員による確認を徹底し、再発の防止に努める。 (2) (発生原因の検証結果) 契約書の確認を怠ったことにより、不用な文言を削除しそのまま契約書を作成してしまった。 (措置の対応状況等) 契約書第5条第2項の「請求額は、第1条に定める単価に納入量に乗じた金額に、当該金額100分の5に相当する額を加算した金額とする」という部分を削除した。 (再発防止策) 契約を行う際、契約書の内容について、複数職員による確認を徹底し、再発の防止に努める。 (3) (発生原因の検証結果)</p>	<p>(3) 灯油、A重油の契約において、経理規程第</p>	<p>59条及び経理規程施行細則第32条に基づく違約金条項が設けられていなかった。(きぼうの家)</p>	<p>契約書の確認を怠ったことにより、経理規程第59条及び経理規程施行細則第32条に基づく違約金条項が設けられていないまま契約書を作成してしまった。 (措置の対応状況等) 経理規程第59条及び経理規程施行細則第32条に基づく違約金条項を設けた。 (再発防止策) 契約を行う際、契約書の内容について、複数職員による確認を徹底し、再発の防止に努める。</p> <p>7 契約書の記載について、次のとおり不備があった。 (1) ガソリン・軽油・灯油について、単価契約の契約書に予定数量及び契約保証金に関する条項が記載されていなかった。また、契約日(4月1日)より後に支出負担行為を行い行っていた。</p> <p>7 (1) (発生原因の検証結果) 契約書の確認を怠ったことにより、予定数量及び契約保証金に関する条項が記載されていないまま契約書を作成してしまった。 また、複数職員による確認の不十分により、契約の処理手順等について間違っった処理を行ってしまった。 (措置の対応状況等) ガソリン・軽油・灯油等について、単価契約を行う際には、契約書の予定数量の欄に前年度の使用実績を基に算出した予定数量を記載するとともに、契約保証金に関する条項を追加する。また、契約に係る事務手続き等については経理規程及び施行細則に基づいた適正な処理を行う。 (再発防止策) 今回の指摘を受け、平成27年11月10日、本部事務局担当者が施設にて契約手続きの指導を行うとともに、平成27年12月8日、事務担当者会議を開催し、入札・契約手続き等に関する事務処理について再度、各施設管理担当者に対し周知徹底した。また、施設においては今後、入札、契約を行う前に、複数職員による確認を徹底し、再発の防止に努める。 (2) (3) 、 (4) (発生原因の検証結果) 複数職員による確認の不十分により、契約の処理手順等について間違っった処理を行ってしまった。 (措置の対応状況等) 契約に係る事務手続き等については経理規程及び施行細則に基づいた適正な処理を</p>
--	---	--	--	---	--	--------------------------------	--	---

<p>ギョーの使用の合理化に関する法律に基づく特定建築物の定期報告に係る経費についての請書に収入印紙が貼付されていなかった。また、一般廃棄物収集運搬委託契約書には契約保証金に関する記載がなく、エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づく特定建築物の定期報告に係る経費についての請書には日付の記載がなかった。(豊寿荘)</p>	<p>行う。 (再発防止策) 今回の指摘を受け、平成27年11月10日、本部事務局担当者が施設にて契約手続きの指導を行うとともに、平成27年12月8日、事務担当者会議を開催し、入札・契約手続き等に関する事務処理について再度、各施設管理担当者に対し周知徹底した。また、施設においては今後、入札・契約を行う前に、複数職員による確認を徹底し、再発の防止に努める。</p>
<p>8 平成27年3月に行われた、サテライト桃源荘竣工式に係る業務委託の支出負担行為の支出限度額及び予定価格調書の予定価格を算出する際の消費税率が、5%で計算されていた。また、見積書点検表に記載されている見積金額が、消費税込みの金額となっていた。(本部事務局)</p>	<p>8 (発生源の検証結果) 前回使用したデータにより書類を作成した際、自動計算となっていた消費税率を修正しないうまま書類の作成を行ってしまった。また、見積書点検表に記載する見積金額の確認を怠ってしまった。 (措置の対応状況等) 入札・契約関係等の書類の作成に当たっては、自動計算により算出された金額についても再度確認を行う。 (再発防止策) 入札・契約関係等の書類について、複数職員による確認を徹底し、再発の防止に努める。</p>
<p>9 賞与引当金については、賞与の額及び当該賞与に係る法定福利費の合計額を計上していたが、事業団の経理規程又は施行細則に、法定福利費を含める旨の規定がなかった。また、財務諸表の注記における賞与引当金の計上基準について、法定福利費を含める旨の記載がなかった。(本部事務局)</p>	<p>9 (発生源の検証結果) 当法人では、平成24年2月3日付け全国社会福祉施設経営協議会が示した、社会福祉法人モデル経理規程 細則12、「経理規程第55条に定める賞与引当金に関する細則」第1条(計上額)に基づき、翌会計期間に支給する賞与の額及び当該賞与にかかる法定福利費(当法人の負担額に限る)の合計額を見積り、賞与引当金を計上した。社会福祉法人会計において、賞与引当金の計上額について拠り所となる根拠は他に無かったため、この会計処理を採用した。 (措置の対応状況等) 平成27年4月1日より社会福祉法人新会計基準による会計処理に移行し、賞与引当金については法定福利費を含めずに計上することとした。 (再発防止策) 今後、社会福祉法人会計規則で判断し難しい事例については、会計士等の判断を仰ぎ処理する。</p>

<p>10 旅費の現金支払いの際に、旅行者の受領印が押印されていないものがあった。 (はまなし寮)</p>	<p>10 (発生源の検証結果) 旅費の現金支払いの際、受領した職員から旅費請求内訳書の受領印の欄に押印をもらおうとところであるが、切符の領収書の余白へ、現金受け取りのサインと押印をもらったことにより、旅費請求内訳書の受領印欄への押印を見落としてしまった。 (措置の対応状況等) 対象職員に事情を説明し、受領したことの確認を行ったうえで、旅費請求内訳書の受領印欄への押印を依頼し改善した。 (再発防止策) 領収書等がある場合であっても、証憑書類として残すに留め、受領印は必ず規程により定められた旅費請求内訳書の受領印欄へ押印することとする。</p>						
<p>(意見) 今回の監査において、不適切な事務処理が多数認められた。特に、このうちの指摘事項3件については、前回指導事項とした内容に対していたなかったものであり、前回の監査結果が、事業団の事務改善に結び付かなかったことは、極めて遺憾である。 事業団は多種多様な施設を各地域で運営していることから、経理等の統一的な指導を行うため内部監査を実施しているが、効果的な指導となるよう本部事務局が継続的に関与し、組織全体で事務処理の適正化に努められたい。</p>	<p>今回の監査指導を受け、再発防止のための具体的な事務処理について、平成27年12月8日に開催した事務担当者会議の中で指導を行った。 また、前回同様の指導を受けた施設に対しては、直接指導を行った。 今後は、毎年実施している内部監査において継続的な指導を行っていく。</p>						
<table border="1"> <tr> <td>監査対象団体</td> <td>公益財団法人 山梨県林業公社</td> </tr> <tr> <td>所管部(局)課</td> <td>森林環境部 森林整備課</td> </tr> <tr> <td>監査実施日</td> <td>平成27年10月1日、2日 11月5日</td> </tr> </table> <p>監査の結果</p> <p>(指導事項) 1 奨励事業管理システム改修業務委託契約において、契約書に定められている管理技術者の通知及び情報セキュリティに関する責任を有する者を明らかにする書面がなかった。</p>	監査対象団体	公益財団法人 山梨県林業公社	所管部(局)課	森林環境部 森林整備課	監査実施日	平成27年10月1日、2日 11月5日	<p>1 (措置の対応状況及び再発防止策等) 契約時に内容確認が不十分であったため、失念してしまっ。予備監査終了後、直ちに委託会社から未提出書類を徴して、再発防止対策を検討し当公社職員も含め指導・徹底した。今後は、契約内容を十分把握するとともに確認を確実に実行し、適正な事務処理を行う。</p> <p>2 (措置の対応状況及び再発防止策等) 事業の切り替えや決算処理等の煩雑性に、職員内部のチェック体制が十分でなかったため、単価の違いや前年度期間のもの</p>
監査対象団体	公益財団法人 山梨県林業公社						
所管部(局)課	森林環境部 森林整備課						
監査実施日	平成27年10月1日、2日 11月5日						
<p>2 平成26年4月分の公用車のガソリン代の支払において、次のとおり不適切な事務処理があった。</p>	<p>2 平成26年4月分の公用車のガソリン代の支払において、次のとおり不適切な事務処理があった。</p>						

<p>(1) 平成25年度の未払金として扱われるべき、3月25日～28日に給付した102,981分の代金について、4月分として支払われていた。</p> <p>(2) 契約単価(税抜き)は、3月分:149.4円/L、4月分:151.4円/Lであるが、業者から3月分についても4月分の単価を適用して請求されていたが、請求どおり過大に支払われていた。</p> <p>(3) 公用車のタイヤローテーションを行った際の料金を、業者からガソリン代として請求されていたが、全額、燃料費で支払われていた。</p>	<p>が含まれていることを認識せずに支払ってしまった。今後は物品等の納品及び広票確認を2人体制で行い、支出命令書回議時にチェック表を用いて複数の職員による確認を行い確実な処理をする。平成26年度4月分のガソリン代については、以下のとおり処理を行った。</p> <p>(1) 3月25～28日分のガソリン代については、平成26年度事業に伴う林業公社分収林事業支援補助金の対象に該当しないため、全額を山梨県に返納した。</p> <p>(2) 3月のガソリン代を単価149.4円/Lにて再計算し、過払い分については業者より1月13日に返金され戻入処理をした。</p>
<p>3 公益財団法人山梨県林業公社役員等の報酬、手当及び費用に関する規程では、費用弁償として支給する旅費について、「山梨県職員旅費条例の例による。」とされているが、500円未満にあつては500円に、500円以上1,000円未満にあつては1,000円に、それぞれ切り上げて支給されており、平成26年度中に総額1,782円過大に支給されていた。</p>	<p>(3) タイヤローテーションについては、確認不足により、そのまま燃料費にて支払ってしまった。今後は、同様の間違いがないよう確認を確実に行い、適正な科目にて処理をする。</p>
<p>4 財務諸表の会計区分については、平成20年改正の新公益法人会計基準に基づき、「法人会計・公益目的事業会計等」とされているが、財務規程第4条第1項においては、「公社の会計は一般会計と特別会計とする」と規定されており、同会計基準が反映されたものとなっていない。</p>	<p>3 (措置の対応状況及び再発防止策等) 役員の実費弁償については、公益財団法人に移行する準備のため、移行の約1年前に規程を変更する決議がなされており、移行時より適用とすることとなっていた。しかし、実費弁償の内容に変更がないとの認識のもとに、従来規程により支給をしてしまい過払いとなっていた。過払い分については、役員から返金(12/21～25)された。過払い分については林業公社分収林事業支援補助金の対象となっており、山梨県に返納した。今後は、規程に基づき適切な額により支給する。</p>
<p>5 基本財産運用益(定期預金利息390円)が指定正味財産増減の部に計上され、一般正味財産への振替を行っているが、財務諸表に注記すべき項目とされている「指定正味財産から一般正味財産への振替額の内訳」が注記に記載されていない。</p> <p>(意見) 公社では、平成28年度末の廃止に向けて、当公社の改革プランに基づき、分収林の土地所</p>	<p>4 (措置の対応状況及び再発防止策等) 財務規程の会計区分の規定については、規程の変更時に確認が不足してしまいました。会計基準の変更に沿うよう平成28年3月に開催する予定の理事会において規程の変更を行った。</p> <p>5 (措置の対応状況及び再発防止策等) 注記への記載項目に対しての認識不足により、記載が漏れてしまいました。今後は指定正味財産から一般正味財産の振替時には、決算書の注記に「指定正味財産から一般正味財産への振替額の内訳」を記載する。</p> <p>土地所有者との変更契約については、平成28年2月末現在で総契約件数3,377件の</p>

<p>有者との間に、分収林管理の県への移管、分収割合の見直し及び契約期間の延長を内容とする変更契約の締結を進めており、平成28年1月末の実施済み件数は、総契約件数3,377件のうち2,283件(67.6%)となっている。公社として残された1年間余ですべての変更契約が締結できるように、関係機関と協力し鋭意努力されたい。</p> <p>また、改革プランを実施した場合においても、公庫等からの借入金返済のための県補助金やこれまでの県貸付金の債権放棄等により167億円に及ぶ多額の県民負担が見込まれていることから、今後とも、改革プランを着実に実行し県民負担の抑制に努めるとともに、これまで公社が管理してきた分収林を、公社廃止時に県に円滑に移管できるよう準備を進められたい。</p>	<p>うち、2,304件(68.2%)の契約を締結した。今後も、土地所有者との協議に誠意を持って臨み、改革プランが終わる平成28年度末には全ての契約を変更できるよう努力し債務の圧縮に努めるとともに、分収林を県に引き継ぐため、収獲対象林分の調査や境界確認及び境界不明箇所の再測量等に重点を置き、職員が一丸となって取り組んでいく。</p>
<p>監査対象団体 公益財団法人 小佐野記念財団 所管部(局) 課 観光部 国際観光交流課 監査実施日 平成27年9月1日 監査の結果</p>	<p>講じた措置(又は今後の方針等)</p>
<p>(指導事項) 財団事務処理規程第16条に定める事務局長専決事項の決裁について、同規程等には代決が可能か旨の規定がないにもかかわらず、事務局長が代決しているものがあつた。</p>	<p>(措置の対応状況及び再発防止策等) 財団事務処理規程第17条(代決)に、新たに第2項を設け、「事務局長が不在で急務を要するときは、事務局長がその事務を代決することができる。」旨を規定した。この規程改正については、財団第2回理事会を開催し、平成27年12月11日付けで書面による決議を得ている。 本指導事項は、財団事務局が事務処理規程を熟知していなかったことが原因であるため、今後は、事務に連滞のないよう、同規程をよく理解して再発防止に努める。</p>
<p>監査対象団体 公益財団法人 山梨県子牛育成協会 所管部(局) 課 農政部 畜産課 監査実施日 平成27年9月25日 監査の結果</p>	<p>講じた措置(又は今後の方針等)</p>
<p>(指導事項) 1 貸借対照表・負債の部において、流動負債とすべし1年以内に支払期限が到来する費与引当金が固定負債に計上されていた。</p>	<p>1 (発生原因の検証) 費与引当金は、平成24年の記載当初から固定負債と認識していたため、誤った事務処理を行っていた。 (措置の対応状況等) 今年度決算において、費与引当金は流動負債に修正した。 (再発防止策)</p>

<p>2 私人車を利用した居所発着の旅行において、通勤調整が片道分しかなされておらず、旅費が過大に支給されているものがあつた。</p>	<p>今回の指導を踏まえ、会計原則に即つた処理を行うとともに、複数回に渡つて確認する体制を整え、再発防止に努める。</p> <p>2 (発生の原因の検証) 発着場所を十分に確認せずに旅費を計算・支給したことによる事務処理ミスである。 (措置の対応状況等) 過大支給については、年度内に返納の手続きを行った。 (再発防止策) 複数人で再確認する体制を整え、発生防止に努める。</p>
---	--

<p>監査対象団体 公益財団法人 山梨県体育協会</p>	<p>所管部 (局) 課 教育庁 スポーツ健康課、県土整備部 都市計画課 (指定管理)</p> <p>監査実施日 平成27年9月14日、15日 10月22日</p> <p>監査の結果 監査の結果</p>
------------------------------	---

<p>1 前回監査において、 (1) 長期滞留未収金として、「体育史第3巻」の平成20年度販売分90,000円があつたこと (2) 貸借対照表に貯蔵品として計上している「体育史第3巻」(549冊、6,039,000円)について、発行から5年近くが経過している。販売できる見込みがなければ会計上除却し、平成25年度の決算では、貯蔵品として計上すべきではないことから、指導事項とした。</p> <p>この監査結果に基づく措置状況において、 「(1) 引き続き冊子販売代金の回収に努めるが、未収金については、平成25年度末に損失処理する。」(2) 処理方針を検討し、指摘のとおり処理する。」との回答を行つていたにもかかわらず、今回の監査においても、これら指導事項に対する措置手続がなされておらず、前回指導事項としたことが改善されていなかった。</p> <p>2 常勤従業員の期末手当の額及び支給方法については、「(公財)山梨県体育協会役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程」の第5条第3項において、「山梨県知事、副知事、公営企</p>	<p>1 (措置の対応状況及び再発防止策等) 本協会設立80周年記念事業の一環として平成20年に「体育史第3巻」を1,000冊作成し、配布・販売をしたが、販売数が想定を下回り、549冊が残ってしまったことから前回監査の指摘を受け、除却することで決算処理を進めていたところ、本協会監事から、除却する前に有効活用する方をまず検討すべきとの意見があり、活用方を検討してきたが、有効な活用方策を見いだせないまま2年が経過してしまい、今回の指摘を受けたものである。 既に県内の学校・図書館等 385 か所へ寄贈済みであり、残りについても年度末まで引き続き活用方を検討し、最終的に残った分については、平成27年度末決算時に除却する。 また、未収金についても、本協会監事から回収の努力を続けていくべきとの意見があり、回収のための努力を続けていたが、回収の見込みが立たないため、平成27年度末決算時に損失処理をする。</p> <p>2 (措置の対応状況及び再発防止策等) 役員への期末手当は、平成24年4月1日に公益財団法人へ移行する際の規程改正により、県の「山梨県知事、副知事、公営企</p>
---	---

<p>企業の管理者、教育長及び常勤監査委員の通勤手当及び期末手当支給条例の規定を運用する。」と定めており、その規定に基づき支給すべきであつたが、山梨県職員給与条例等の規定を運用して支給したため、過払いとなつていた。 (平成26年度 過払額 152,250円)</p>	<p>業の管理者、教育長及び常勤監査委員の通勤手当及び期末手当支給条例」を運用することとしたが、移行業務で規程を全改正する中、職員全体に改正内容が浸透していなかったことから、従前どおり職員の例により支給してしまい、過払いとなつていたものである。 よつて、平成24年6月期から平成26年12月期までの期末手当が過払いとなつており、役員手当の財源は県からの補助金であることから、過払いとなつた分については、県へ返還するとともに、故過払い対象者には返還を求める。 今後は、根拠規程の確認を怠らないよう周知徹底するとともに、県条例を運用している規程については、県所管課と連携を図る中で改正情報の収集に努める。</p>
---	--

<p>3 前回監査において、緑が丘スポーツ公園の有料公園施設利用許可申請書の中に、申請日が利用日より後の日付のものがあつたことから、指導事項とした。 この監査結果に基づき措置状況において、「利用の前に、利用許可申請書を提出していただくよう徹底する。」との回答を行つていたにもかかわらず、今回の監査においても同様の事案があり、前回指導事項としたことが改善されていなかった。(緑が丘スポーツ公園)</p>	<p>3 (措置の対応状況及び再発防止策等) 利用料金は本来前納であるが、団体強化練習等、継続して利用する団体には利用料金を1か月分まとめて後納することを認めている。後納する団体には、利用料金支払日に、利用が確定した内容の利用申請書を記載させていたことから指摘を受けたものであるが、指導内容に対する是正措置が、本協会内で徹底できなかったことから、今回の指摘を受けたものである。指摘を受けて以降は、他の利用者同様、事前に申請書を記載してもらつており、不適切な処理は生じていない。</p>
--	--

<p>(指導事項) 1 平成26年度決算の貸借対照表において、特定資産に計上されている退職給付引当資産は定年退職の支給率等で積算され、固定負債に計上されている退職給付引当金は期末の自己都合退職の支給率で積算されていた。引当資産(特定資産)と引当金(負債)は、実態に応じて同額計上すべきであるが、22,658,161円の乖離があつた。 なお、退職給付引当資産において、平成26年度末決算時に286,000円が過大計上されていた。</p>	<p>1 (措置の対応状況及び再発防止策等) 退職給付引当金は、財務諸表の重要な会計方針として、注記で「期末退職給与の自己都合退職要支給額」と明記しており、相当額を計上している。 退職給付引当資産については、退職給付引当金と同額を計上するとともに、一括採用者の定年退職を数年後に控えていること及び5年更新の指定管理者という本協会の特殊事情から、一括採用者の定年退職時に必要となる莫大な退職金の原資を少しでも平準化するための方策として、指定管理業務に携わる51歳以上の職員についてのみ、自己都合の率で積算した額と定年退職の率で積算した額の差額を、退職給付引当資産として合わせて余資の一部を積み立ててい</p>
---	---

<p>2 売店出店手数料(平成25年3月～平成27年3月分)の未収金339,480円について、督促管理が実施されていたいなかった。</p>	<p>るものである。 しかし、本協会の置かれた立場を考えると、次期指定管理更新時の公募で選定されなければ、平成30年度末で大半の職員を解雇せざるを得ない状況であること、また、51歳以上の職員であっても、定年前に退職する事例があることなどから、債務として、期末の自己都合退職要支給額を計上することが実態に則しているものと考えられることから、平成27年度末決算時において、退職給付引当資産の積み増し分を減額し、退職給付引当金と同額を計上する。 なお、過大計上となっている286,000円については、集計表の計算式の誤りにより二重計上となつてしまつたものであり、平成27年度末決算時の退職給付引当資産を計上する際には適正な額を計上するとともに、今後は、集計表の換算を徹底するなどして適正な額を計上していく。</p>
<p>2 (措置の対応状況及び再発防止策等) 小瀬スゴーツ公園などで利用者カービーンのため、業者との販売契約により売店を出店しているが、その売店出店業者からの売上手数料について、督促管理を怠つたことから未収金となつたものである。 指摘を受けた後、未収となつている5社に対し、あらためて請求書を郵送または直接手渡しして納付を依頼した。 339,480円のうち、平成28年3月末現在で321,970円が回収済みであり、残り17,510円(1社)についても、引き続き回収に向け督促を続けていく。</p>	<p>2 (措置の対応状況及び再発防止策等) 小瀬スゴーツ公園などで利用者カービーンのため、業者との販売契約により売店を出店しているが、その売店出店業者からの売上手数料について、督促管理を怠つたことから未収金となつたものである。 指摘を受けた後、未収となつている5社に対し、あらためて請求書を郵送または直接手渡しして納付を依頼した。 339,480円のうち、平成28年3月末現在で321,970円が回収済みであり、残り17,510円(1社)についても、引き続き回収に向け督促を続けていく。</p>
<p>3 国民体育大会服装費補助金の実績報告書に添付された領収書の支払金額が9,000円不足していたにもかかわらず、交付決定した金額のまま補助金の額の確定をしているものがあつた。また、不足分の領収書の写しは後日提出されていたが、領収書の支払日が実績報告書の提出日より後の日付となつていた。</p>	<p>3 (措置の対応状況及び再発防止策等) 今回指摘を受けた補助対象となつている服装は、国体開会前に競技団体へ納品され、競技団体から業者への支払いも済んでいたが、実績報告書の提出が3月下旬となり、内容を確認したところ、業者からの請求額に対し、領収書(振込明細)の金額が9,000円不足していた。競技団体へ確認を要請したところ、業者への振込額を誤つて9,000円少なく振り込んでいたことが判明した。事実確認に時間を要し、業者側もそれに気づいていなかったことから、納品書の支払いが年度内にできなかったが、納品書と請求額から債務は確定したものと判断し、領</p>

<p>4 小瀬スゴーツ公園武道館及び陸上競技場に設置されているエレベーターのインテグレーション用バッテリーの緊急修繕について、実際の作業の後に見積書を徴していた。</p>	<p>収書不備のまま額の確定を行い、県への補助金実績報告書へも9,000円を含めて報告したものである。 今後は、事務処理手順の見直しを含め、補助金交付要綱を厳守するよう努めるとともに、県補助金相当分4,500円(補助率1/2)は県へ返還する。</p>
<p>(意見) 今回の監査において、不適切な事務処理が多数認められた。特に、このうちの指摘事項3件中2件については、前回指導事項とした内容に対して措置状況の回答とおり改善策が実施されていたにもかかわらず、前回の監査結果が、協会の事務改善に結び付かなかつたことは、極めて遺憾である。 協会は多数の施設を運営しており、管理すべき事務処理も多岐にわたるが、問題点への対応を放置せず、改善に向けて確認、指導のあり方を再検討し、組織全体で事務処理の適正化に努められたい。 また、県の条例を運用している期末手当について、規定の適用誤りによる過払いについて指摘した。協会からの経緯説明では、運用規定の改正状況の認識不足が一因であつた。県の制度を運用するのであれば、県所管課との連携、連絡を密にして、制度の改正状況等の把握に努められたい。</p>	<p>4 (措置の対応状況及び再発防止策等) 緊急修繕であつたことから取り急ぎ修繕を依頼してしまひ、書類が事後となつてしまつたものである。 緊急であつても必ず事前に見積書を徴するよう徹底する。 職員一人ひとりが高いプロ意識を持ち、事務処理を適切に行うためのガバナンスを確立していくため、人材の育成、職員倫理の向上とコンプライアンスの徹底、内部コミュニケーションの強化に努める。 なお、これまで事務局次長が兼務していた総務課長を、平成27年度からは専任で配置するとともに、総務課長を財務審査監とするところで、チェックス体制の強化を図つたところであるが、今回の指摘を受け、職員の質向上及び会計規程等に対する認識を深めるため、県が財務審査で使用しているチェックス表を本協会においても導入し、チェックス体制の更なる強化を図つた。 また、前例踏襲とならないよう、根拠規程等を必ず確認することを周知徹底するとともに、県条例を運用している規程については、県所管課と連携を図る中で改正情報の収集に努める。</p>
<p>監査対象団体 公益財団法人 山梨県機器移植推進財団 所管部(局) 課 福祉保健部 医務課 監査実施日 平成27年9月24日 監査の結果</p> <p>(指導事項) 1 満期保有目的の債券を債券金額より低い価額で取得した場合、取得価額を貸借対照表価額とすることとされているが、基本財産100万円のリ付国債(10年)購入において、取得価額ではなく債券価額を貸借対照表価額とし、債券価額と取得価額との差額を購入年度の雑収益として計上していた。</p>	<p>講じた措置(又は今後の方針等) 1 (発生原因の検証結果) 公益法人会計基準について、認識が誤つていたため、財務諸表上に誤つた計上をしてしまった。 (措置の対応状況等) 監事等に会計制度について確認し、次年度以降は、債権の取得価額を貸借対照表価</p>

<p>2 郵便切手の期末残高が、貸借対照表に資産として計上されていたにもかかわらず、枚数の管理は行っていたが、金額の管理がされていなかった。</p>	<p>額とし、差額については、償却原価法に基づいて処理を行う。 (再発防止策) 公益法人会計基準を見直し、次年度以降同様の事例が発生した際に、財務諸表上に適正な計上を行う。</p>
<p>3 受取会費・受取負担金・受取寄付金に係る現金収納金について、金融機関への預け入れなどの収納処理を行わず、そのまま手許現金として保管され、経常経費に支出されており、現金管理が適切ではなかった。</p>	<p>3 (発生原因の検証結果) 収納処理にかかると明確な規程がなかったことにより、従来からの慣習により現金管理をしていた。 (措置の対応状況等) 現行の経理規程を見直し、現金管理等の規程を改めて整備し、平成28年6月理事会で承認を得ることとした。 (再発防止策) 制定・整備した規程等に準じて、事務処理を行っていく、且つ、必要に応じて事務処理方法の見直し・相互点検等をはかっていく。</p>
<p>4 経理規程第12条に補助簿として定められている正会員及び賛助会員の会費台帳が作成されていなかった。そのため、定款第41条の会員の資格喪失要件の「項目である『継続して1年以上会費を滞納したとき』に該当する対象者が、把握できない状況にあった。</p>	<p>4 (発生原因の検証結果) 賛助会員等については、毎年会費納入する際に住所録等を整備していたが、規定に沿うような形での補助簿としての、整備ができておらず、それに間わり定款第41条の対象者を把握出来ないう状態にあった。 (措置の対応状況等) 正会員及び賛助会員にかかると一連の規程類が現状の事務処理体制に見合っていないことも考慮し、果私学文書課とも協議した上で、会員等の管理を適正且つ円滑にできるように、定款及び会員規程を改正し、平成</p>
<p>5 旅費規程において「出張命令を受けたものは、別に定められる様式により旅費を請求するものとする。」と規定されており、出張命令を前提に、旅費を請求することとなっているが、県内旅費については出張命令書、旅費請求書がないまま、県外旅費については出張命令書がないまま、旅費が支給されていた。</p>	<p>28年3月の理事会において承認を受けた。 (再発防止策) 今後は、改正した会員規程に基づき会費台帳を作成し、適正な事務処理を執行していく。</p>
<p>6 利付国債(10年)で運用していた基本財産100万円が満期償還となり、利付国債(10年)で再運用しているが、入出金に伴う収入引い及び支出引いについて、起案・決裁がされていなかった。</p>	<p>6 (発生原因の検証結果) 事務処理上の単純なミスによるものだったが、チェック体制があまき発見できなかった。 (措置の対応状況等) 平成27年度からの国債の再運用に関しては、適正な事務処理を行っている。 (再発防止策) 今後は、このようなミスが起こらないよう、チェック体制の強化を図る。</p>
<p>7 経理規程第8条において「この規定の施行に関する規則は、別にこれを定める」、第9条において「勘定科目は、これを貸借対照表勘定科目及び収支計算書勘定科目に区分し、その名称、ならびに内容については、別に定める。」と規定されているが、別途定めるべき規定が整備されていなかった。</p>	<p>7 (発生原因の検証結果) 第8条における規定施行規則及び、勘定科目の名称、内容について整備されないうまま、会計を行ってしまっていた。 (措置の対応状況等) 別に定めることとなっている、経理規程や勘定科目を整備し、経理規程等の見直しをはかった。 (再発防止策) 事業を適正に執行していく前提となる、規則・規程等は事務処理体制を見直す中で、今後も適正な管理を行っていく。</p>
<p>8 公印管理規程に適切な管理保管に関する具体的な方法についての規定が整備されておらず、公印は施錠されていない引き出しに保管されていた。</p>	<p>8 (発生原因の検証結果) 公印を触れることができる職員がごく限られていることから、規程が不十分のまま、管理保管を行ってしまっていた。</p>

<p>(意見) 今回の監査において、現行の体制に合った事務処理方法が十分に確立されておらず、また、手許保管現金及び収納金の取扱いなど、事務管理に係る規程も十分に整備されていない状況が確認された。 こうした現状を踏まえ、内部チェック機能及び相互牽制機能を高めるためには、各種処理の整備や、公益法人会計基準に基づく事務処理方法を早急に確立することが必要であり、規程の見直し及び事務処理体制の構築に向けて積極的に取り組みを促したい。</p>	<p>(措置の対応状況等) 平成28年3月理事会にて公印管理規程の改正の承認を受け、適正な保管や、施錠できる場所への保管をすることを明記し、その規程通りの事務処理を行う。 (再発防止策) 今回改正した公印管理規程に基づき公印を管理し、また、当該管理について定期的な相互チェックをはかるものとする。</p>
<p>(意見) 今回の監査において、現行の体制に合った事務処理方法が十分に確立されておらず、また、手許保管現金及び収納金の取扱いなど、事務管理に係る規程も十分に整備されていない状況が確認された。 こうした現状を踏まえ、内部チェック機能及び相互牽制機能を高めるためには、各種処理の整備や、公益法人会計基準に基づく事務処理方法を早急に確立することが必要であり、規程の見直し及び事務処理体制の構築に向けて積極的に取り組みを促したい。</p>	<p>今回、多数の指摘を受けたことは意見のとおり、現行体制に見合った、事務処理方法や管理規定が不十分な状況下であったことによる。 意見・指導事項をもとに、理事長を含む事務局内で、現状にあった規程類の整備や体制の整備に向けて、事務処理体制の確認・見直しを行い、指導事項の是正及び意見を参考とした。 今後とも事業を行う中で、引き続き、事務の取り組み方やチェック体制の見直しをはかるとともに、当財団に見合う事務処理方法を確立し、必要に応じて県所管課である医務課にも確認しながら、規則や体制等の見直しに着手していく。</p>
<p>監査対象団体 公益財団法人 山梨県生活衛生営業指導センター 所管部(局) 課 福祉保健部 衛生業務課 監査実施日 平成27年8月27日 監査の結果</p>	<p>課じた措置(又は今後の方針等)</p>
<p>(指導事項) 1 平成20年改正の新公益法人会計基準において、財務諸表に注記しなければならない事項が記載されていなかった。 (1) 補助金の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高 (2) 指定正味財産から一般正味財産への振替額の内訳 2 郵便切手の期末保有残高が、貸借対照表に資産計上されていなかった。</p>	<p>1 (措置の対応状況及び再発防止策等) 財務諸表に対する注記については、「補助金の内容並びに交付者、当期の増減額及び残高」、「指定正味財産から一般正味財産への振替額の内訳」を平成27年度決算から記載することとする。今後は、新公益法人会計基準に従い、適切な会計書類の作成に努める。 2 (措置の対応状況及び再発防止策等) 郵便切手の期末残高については、平成27年度決算から貸借対照表に資産として計上する。</p>
<p>監査対象団体 株式会社 山梨食肉流通センター 所管部(局) 課 農政部 畜産課</p>	<p>課じた措置(又は今後の方針等)</p>
<p>監査実施日 平成27年9月2日 10月13日 監査の結果</p>	<p>課じた措置(又は今後の方針等)</p>
<p>(指導事項) 1 収入印紙・切手の期末残高が、資産計上されていないであった。 2 貸借対照表に同額計上されている、長期預り証券等と預り保証証券等については、取引保証金として定期預金証券等を預かっているものであるが、質権の設定がされていないものがあった。 3 長期滞留未収金(1社 10,119,827円、8年経過)があるが、貸倒引当金として8,446,913円しか計上されておらず、繰入不足額が1,672,914円であった。 4 調整手当について、手当の対象となる職務の範囲とその支払額に関する規定は整備されていないものの、手当支給の根拠規定として不明瞭であった。</p>	<p>1 (発生原因の検証結果) 収入印紙・切手の資産計上についての誤った認識が原因 (措置の対応状況等) 計上方法を会計士に確認し、未計上だった資産については、平成27年度決算にて、是正を行う。 (再発防止策) 会計原則に則った、正しい処理を行うと共に、複数人で確認する体制を整える。 2 (発生原因の検証結果) 長期預かり証券等に係る質権設定についての認識不足が原因 (措置の対応状況等) 取引先へ説明を行い、理解を得たうえで質権設定を行う。 (再発防止策) 新規契約に当たっては、預かり保証証券等について質権設定を行い適切に処理すると共に、複数人で確認する体制を整える。 3 (発生原因の検証結果) 当該滞留未収金については、5年間で不足額を引き当てる計画としていたため、残りの2年分(平成27年度～平成28年度)が引き当て不足となっている。 (措置の対応状況等) (措置の対応状況等) 平成27年度に残高全額を計上する。 (再発防止策) 長期滞留債権が発生しないよう、日々の入金状況や取引状況の監視を行い、長期滞留債権の発生を防止する。 4 (発生原因の検証結果) 特殊手当に関する規則に基づく支給であったが、根拠規定として不明瞭であった。 (措置の対応状況等) 調整手当について、中途採用、技量、年齢等を加味した基準の明確化を検討する。 (再発防止策) 手当等の規定を改定し、根拠を明確にする。</p>
<p>(意見)</p>	<p></p>

当社は、資本金が億2千万円であり、税法上、大企業の扱いとなっているが、将来的な県民負担の軽減につながる可能性もあることから、中小企業税制を活用できるような規模まで無償減資することについて検討されたい。

中小企業税制を活用できるような規模まで無償減資することについて、出資者の理解が得られるかを踏まえ、顧問会計士に相談しながら検討する。

監査対象団体 公益財団法人 山梨県青少年協会

所管部(局)課 教育庁 社会教育課、福祉保健部 子育て支援課 (指定管理)

監査実施日 平成27年10月5日 11月5日

監査の結果

講じた措置 (又は今後の方針等)

1 財務規程第6条に定める有価証券出納簿の整理・記録が、行われていなかった。

1 (発生原因の検証結果) 書類は作成済みであったが、認識不足で、事前監査時に示すことができなかった。

(措置の対応状況等) 職場内研修 (協会事務局) を実施した。

(再発防止策)

継続して職場内研修 (協会事務局) 等により、職員教育を徹底する。

2 貯蔵品の決算整理仕訳の振替伝票において、財務規程第70条に定める事務局長の計算がなかった。また、貯蔵品の期末残高の計算において単価に誤りがあり、貯蔵品の期末残高が494円過大に計上されていた。

2 (発生原因の検証結果)

決済を受けたものと錯誤してしまつたことによる。また、期末残高については、各会社の請求書が税抜き、税込と記載が分かれていたため、すべての単価に消費税をかけてしまつたことによる。

(措置の対応状況等)

決算整理仕分けの振替伝票については決済済みである。また、貯蔵品の期末残高については、正確な残高に修正済みである。

(再発防止策)

チェック機能を強化し、単純ミスを防ぐ。

3 売店委託販売の預り金において、(1) 消耗品費として処理すべき金額を、預り金の支払として処理したため、期末残高が468,382円不足していた。

3 (1) (発生原因の検証結果) 請求書の一部に消耗品費で処理すべき項目があったが、金額が預り金と錯誤し処理したことによる。

(措置の対応状況等)

不足分については、雑損として処理済みである。

(再発防止策)

ミュージアムショップ支払い状況を、預かり金と消耗品費の2段に分け、改善し、過不足を防ぐ。

(2) 平成25年度から繰り越された金額のうち134,441円が、平成26年度末においても期末

(2) (発生原因の検証結果) 平成 25 年度中から請求のない会社があ

残高として残っていた。

り、催促をしたが、請求されなかった。

(措置の対応状況等) 再度請求を催促し、すでに支払い済みである。

(再発防止策)

委託販売先に周知を図り、速やかな請求を促す。

4 (発生原因の検証結果)

引当金は当年度だけでなく、数年で必要額に達することになっていったが、注記の記載を誤ってしまった。

(措置の対応状況等)

平成 27 年度末において、100%とする。

(再発防止策)

指導とおり、100%を超えないよう徹底する。

4 財務諸表に対する注記では、退職給付引当金の計上基準について「期末退職給与の自己都合要支給額に相当する金額から独立行政法人労働者退職金共済機構への掛け金の期末評価額を控除した金額の100%を計上している。」と記載しているが、退職給付引当金の期末残高について、当該引当金の計上基準に基づき計算した金額よりも、11,506,572円過大に計上されていた。

5 (発生原因の検証結果)

請求書を確認してからの支払い事務への引き渡ししが速やかに移行できなかったことによる。

(措置の対応状況等)

職員の事務取扱研修 (各施設の事務担当) を実施した。

(再発防止策)

継続して事務取扱研修 (各施設の事務担当) を実施し、徹底を図る。

5 防犯カメラ設置業務契約の請求書において、支払い条件は「請求書を受領した日から30日以内に支払うものとする。」としているが、支払が2ヶ月半遅延していた。

6 (発生原因の検証結果)

負担金は事前の振込が原則となつていったが、本人がその場で支払つた負担金は旅費請求書と同時に請求されるため、科目を分ける必要はないと判断し、旅費科目のまま処理していた。

(措置の対応状況等)

指導とおり、旅費と負担金を分けて処理した。

(再発防止策)

継続して職場内研修 (協会事務局) 等により、徹底を図る。

6 参加者負担金について、負担金ではなく、旅費交通費として支給していた。

7 (発生原因の検証結果)

平成 23 年 4 月より、公益法人会計となり、新しい会計システムになり、その際社会保険料の預り分を10円不足して計上してしまつたことによる。

(措置の対応状況等)

7 職員給与から控除している社会保険料の残高が、納付すべき額と相違していた。

	指導しており、不足分については、雑損として処理済みである。 (再発防止策) 預り金とチェックを毎月行うことにより、相違を防ぐ。
--	---

監査対象団体	一般社団法人 山梨県医師会
所管部(局)課	福祉保健部 医務課
監査実施日	平成27年10月19日
	監査の結果
	講じた措置(又は今後の方針等)

(指導事項)	平成26年度山梨県医療提供体制づくり等交付金事業実績報告書において、補助金交付要綱第4条に規定する交付対象経費とならない衛星携帯電話(備品)購入費378,000円を救急災害医療の需用費として計上していたため、128,284円過大に交付を受けていた。
	(発生原因の検証結果) 事務上の単純ミスにより誤って交付対象経費とはならない備品を需用費に計上してしまった。 (措置の対応状況等) 速やかに、平成26年度実績報告書を修正の上、県所管課あてに再提出し、過大交付を受けていた、128,284円については、県の指示に従い返還済である。 (再発防止策) 今後はこのようなことがないよう、入念な確認を行うため、複数人でのチェック体制を整備し、再発防止に努めていく。

監査対象団体	山梨県農業会議
所管部(局)課	農政部 農政総務課
監査実施日	平成27年10月19日
	監査の結果
	講じた措置(又は今後の方針等)

(指導事項)	農業会議費補助金等の補助対象経費である、山梨県農業会議議員に対する費用弁償について、その支給方法は、山梨県農業会議議員報酬及び費用弁償規程第4条において、「山梨県条例」付属機関の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例」の例による。」と規定され、「旅費は、経路的かつ合理的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費により計算し、車賃は、全路程を通過して計算する。」とされているが、対象者の住居地の合併前の旧市町村の市役所及び役場から、会場までの直線距離で行われており、支給額に誤りがあった。
	(発生原因の検証結果) 対象者の居住地の合併前の旧市町村の市役所及び役場から、会場までの直線距離を県所管課との確認をせずにそのまま適用してきた。 (措置の対応状況等) 山梨県条例の例に従い、車賃は全路程を通過した計算に見直し、支給額を改めた。 (H27.11月支給から実施) (再発防止策) 対象者の旅費を算出する時点(会議員の変更時を含む)で県所管課と内容の確認を徹底することとした。

監査対象団体	社会福祉法人 養溪会
所管部(局)課	福祉保健部 障害福祉課

監査実施日	平成27年9月29日
	監査の結果
	講じた措置(又は今後の方針等)

(指導事項)	講師料について、所得税として10.21%を控除すべきところ10%しか控除していないものがあった。
	(発生原因の検証結果) 所得税について確認不足だった。 (措置の対応状況等) 平成27年11月2日、差額の768円を甲府税務署に納付した。 正)1回15,000円×0.21%÷32円×24回=768円(H25.1~H26.12 毎月1回計24回) (再発防止策) 講師等への支払いの際に、所得税等について留意する。

監査対象団体	合同会社 富士川・切り絵の森
所管部(局)課	観光部 観光企画課、県土整備部 都市計画課
監査実施日	平成27年10月6日
	監査の結果
	講じた措置(又は今後の方針等)

(指導事項)	1 施設・設備の保守点検業務等委託契約書、請書3件について、契約解除のための暴力団排除条項の記載がなかった。
	1 (発生原因の検証結果) 当該事項の重要性についての認識不足が起因している。 (措置の対応状況等) 1. 遊具施設保守点検業務委託(請書) 平成27年11月1日付で業務委託者である株式会社ローが請書の変更を行い、新たに暴力団排除に関する契約解除条項を加えた。 2. 自家用電気工作物の保安管理業務委託 平成27年11月1日付で業務委託者である一般財団法人関東電気保安協会との間で変更契約を取り交わし、新たに暴力団排除に関する契約解除条項を加えた。 3. 消防用設備等保守点検業務委託 平成27年11月1日付で業務委託者である有限会社山梨消防防災センターとの間で変更契約を取り交わし、新たに暴力団排除に関する契約解除条項を加えた。 (再発防止策) 社員研修などにより、今後の契約については万全を期していく。
2 指定管理者としての受託事業において、経費支出の際に起算されている「支出向・支出決議書」に代表社員及び事務局長の決裁がないまま支出されているものが複数あった。	2 (発生原因の検証結果) 限られた資源(人材・資金等)を効率的に活用し、最大限の効果を出すことを目標に運営してきたが、その過程において代表

社員及び事務局長の不在時に急を要する、しかも重要な判断を必要としない経費について担当者の判断により支出してしまったもの。

(措置の対応状況等)
代表社員及び事務局長の決裁がないままに支出された経費について、改めて代表社員及び事務局長がその事実関係と正当性を確認したうえで処理した。

(再発防止策)
当該指導事項は、事務処理を行う上であってはならない基本的事項であり、社員研修などを通じてその再発防止を徹底する。

監査対象団体	富士観光開発・富士グリーンテックグループ
所管部(局)課	県土整備部 都市計画課
監査実施日	平成27年10月7日
	監査の結果
(指導事項) イベント出演に対する報酬料金と併せて支払った交通費について、所得税の源泉徴収をしていなかった。	(発生原因の検証結果) 今回は、イベントに対する人件費のみ源泉徴収を行い、交通費については、今まで当社経理部においても当社イベントについて源泉徴収を行っていなかったため、増根丘陵公園イベントも同じ処理を行った。
	(措置の対応状況等) 税務署に確認後、本人が納付した。
	(再発防止策) 今後については人件費・交通費あわせて一括で源泉徴収を行うこととし、このような事がないように注意する。

その他

- 裁決手続の開始
土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)第四十五条の二の規定により、次のとおり裁決手続の開始を決定した。
平成二十八年七月二十一日
山梨県収用委員会
- 一 起業者の名称
山梨県
- 二 事業の種類
一般国道百四十号改築工事(西関東連絡道路・山梨県山梨市大字万力寺之前地内から同市大字万力寺相干場地内まで及び同市大字東字荒神山内から同市大字東字下河原地内まで)並びにこれに伴う市道及び農業用水路付替工事
- 三 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積等
別表のとおり
- 四 土地所有者の氏名及び住所
別表のとおり
- 五 土地に関して所有権以外の権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類
別表のとおり
- 六 裁決手続の開始を決定した年月日
平成二十八年七月七日

(別表)

裁決手続開始を決定した土地						土地所有者	土地に関して所有権以外の権利を有する関係人	備考		
所在	地番	地目		地積 (㎡)		氏名及び住所	氏名及び住所		権利の種類	
		公簿	現況	公簿	実測					
山梨県 山梨市東 字下河原	68番	畑	畑、一部公 衆用道路	6435	6165.84	2235.02 内訳 (畑部分 2192.41) (市道部分 42.61)	別記のとおり	山梨市 上記代表者 山梨市長 望月 清賢 山梨県山梨市小原西 8 4 3 番地	使用借権	収用しようとする土地は別 図のとおり (別図略)

(別記)

登記名義人	氏名	住所	持分
持分13分の1 窪田富泰	不明	ただし、登記名義人窪田富泰	1/13
持分13分の1 (亡)中村久兵衛	荒川和子	山梨県山梨市歌田966番地の3	1/78
	中村 功	山梨県甲州市塩山上塩後559番地8	1/78
	中村六美	埼玉県川越市南大塚6丁目31番地6	1/39
	小林美紀	神奈川県海老名市門沢橋四丁目19番10号	1/78
	中村エチ子	神奈川県海老名市門沢橋四丁目19番10号	1/78
持分13分の1 (亡)野沢宇左エ門	持分13分の1 不明 登記名義人(亡)野沢宇左エ門の相続人(ただし、戸籍で知り得た相続人は次のとおり)		
	高木富穂子	住所不明 ただし、住民票上の住所 東京都台東区小島1丁目5番2-405号 都営台東小島アパート	不明
	高木宣子	神奈川県横浜市神奈川区片倉四丁目11番4-102号	不明
	高木知常	東京都大田区田園調布二丁目61番1-1002号	不明
	野沢文子	山梨県甲府市中央3丁目9番11号 セントラルマンション211号	不明
	野沢 守	埼玉県草加市新栄2丁目26番地17	不明
	野沢 穰又はその相続人	不明	不明
	辰巳廣子	奈良県奈良市佐保台二丁目1657番地の133	不明
	辰巳友昭	奈良県奈良市佐保台西町95番地 グランスイート平城山1005号	不明
	野沢龍之助	山梨県山梨市東688番地	不明
	高橋あや女	東京都板橋区熊野町6番7-902号 ライオンズマンション北池袋	不明
	野沢弘至	石川県能美市寺井町か101番地1 ほしぶどう・いて座	不明
	持分13分の1 (亡)野沢角蔵	窪田京子	埼玉県日高市大字中沢576番地14
小林英子		埼玉県熊谷市石原3丁目225番地	1/65
倉持 馨		栃木県栃木市泉町25番19号	1/65
奥石春美		山梨県南アルプス市百々1668番地122	1/65
野澤 茂		山梨県山梨市東797番地	1/65
持分13分の1 野沢くの	不明	ただし、登記名義人野沢くの	1/13
持分13分の3 野澤 進	野澤 進	山梨県山梨市東544番地の1	3/13
持分13分の1 野沢戸左エ門	不明	ただし、登記名義人野沢戸左エ門	1/13
持分13分の1 樋口金平	不明	ただし、登記名義人樋口金平	1/13
持分13分の2 古屋開蔵	古屋開蔵	アメリカ合衆国ハワイ州ホノルル市ワイオリ通り930番地	2/13
持分13分の1 (亡)前島又左エ門 ただし、戸籍簿の記載は 前嶋又左エ門	持分13分の1 不明 (亡)前嶋吉吉の被選定家督相続人又は相続人(ただし、戸籍で知り得た相続人は次のとおり)		
	不明(前嶋廣作の長女)	不明	不明
	三枝和子	山梨県山梨市三ヶ所865番地	不明
	辻 静子	東京都立川市柴崎町4丁目14番20号	不明
	市川郁子	山梨県山梨市市川1994番地	不明
	市川武則	山梨県山梨市市川1994番地	不明
	平松美由紀	山梨県山梨市堀内1536番地	不明
	岡 充	山梨県甲府市飯田3丁目8番9号	不明
	小宮山三枝子	山梨県甲斐市富竹新田911番地11	不明
	松原福子	東京都東久留米市本町一丁目5番7号 東久留米本町GH804	不明
	大田美智子	東京都西東京市中町6丁目12番17号	不明
	前嶋愛子	東京都江戸川区平井6丁目21番15号	不明
	前嶋弓香	東京都江戸川区平井6丁目21番15号	不明
	濱野恵行	愛知県名古屋市中区花の木三丁目6番14号 (シャンボール天神山502号)	不明
	前嶋好子	東京都葛飾区水元3丁目21番15号	不明
	小川富士子	千葉県八千代市八千代台東3丁目6番12号	不明
	和田正人	神奈川県秦野市大森町2番4号	不明
	木頭奈穂子	神奈川県厚木市恩名1丁目8番57-703号	不明
	外山由布子	京都府京都市下京区西七条東石ヶ坪町1番地1 グレートシティ 102	不明
	前嶋美佐子	東京都足立区谷中三丁目3番13-102号	不明
	守屋留里子	千葉県八千代市八千代台東4丁目12番5号	不明
	大久保加代子	奈良県奈良市北之庄町66番地の1 サンパレス21奈良II-302号	不明

(別記)

登記名義人	氏名	住所	持分
	前嶋則之	東京都大田区東糀谷三丁目14番10号 村山鋼材株式会社薄板部202	不明
	赤羽根八重子	千葉県浦安市堀江5丁目3番16号 アーバンコーポラス(201)	不明
	前嶋敏夫	東京都多摩市貝取4丁目3番地 1-201	不明
	小林敏夫	東京都板橋区前野町六丁目33番7号	不明
	古屋富士江	山梨県笛吹市春日居町熊野堂491番地	不明
	田邊くにゑ	山梨県甲州市塩山下栗生野1406番地	不明
	前田まつよ	山梨県甲州市勝沼町菱山798番地	不明
	須田綱子又はその相続人	不明	不明
	大野浩平	東京都品川区小山6丁目1番5号 ウェストインパート11 406	不明
	清水 昇	山梨県甲斐市万才89番地68	不明
	花輪千恵美	山梨県甲斐市富竹新田1884番地4	不明
	田中るみ	山梨県甲府市右左口町1682番地2	不明
	古屋幸喜	山梨県山梨市小原西1202番地の4	不明
	古屋紀由	東京都国分寺市北町五丁目10番地17	不明
	長倉照江	山梨県甲斐市西八幡724番地	不明
	古屋幸雄	神奈川県大和市中央一丁目1番10-903号	不明
	倉田美恵子	山梨県甲府市善光寺3丁目20番1-3号	不明
	宮澤洋美	山梨県甲府市富士見1丁目2番36号	不明
	小田切芳子	山梨県甲府市千塚4丁目4番23号	不明
	岩瀬京子	山梨県山梨市牧丘町倉科4016番地	不明
	岩瀬尚美	山梨県山梨市小原西647番地10 若杉アパート A-2	不明
	土屋一美	山梨県山梨市小原東45番地 2-501	不明
	松本武雄	山梨県笛吹市一宮町中尾1212番地	不明
	岩瀬幹雄	山梨県山梨市牧丘町倉科7190番地 オーチャードヴィレッジ フフ内	不明
	清水末雄	山梨県南アルプス市上高砂932番地	不明
	大村福雄	山梨県山梨市牧丘町千野々宮246番地6	不明
	渡邊治良	山梨県笛吹市春日居町鎮目608番地1	不明
	小川 覚	山梨県山梨市落合281番地	不明
	渡辺道男	山梨県山梨市下神内川1002番地 コーポキミヒロ 206	不明
	前田きよの	山梨県山梨市南196番地	不明

● 裁決手続の開始

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第四十五条の二の規定により、次のとおり裁決手続の開始を決定した。

平成二十八年七月二十一日

山梨県収用委員会

一 起業者の名称

山梨県

二 事業の種類

一般国道百四十号改築工事（西関東連絡道路・山梨県山梨市大字万力寺之前地内から同市大字万力字相干場地内まで及び同市大字東字荒神山内から同市大字東字下河原地内まで）並びにこれに伴う市道及び農業用水路付替工事

三 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積等

別表のとおり

四 土地所有者の氏名及び住所

別表のとおり

五 土地に関して所有権以外の権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類

別表のとおり

六 裁決手続の開始を決定した年月日

平成二十八年七月七日

(別表)

裁決手続開始を決定した土地						土地所有者	土地に関して所有権以外の権利を有する関係人	備考		
所在	地番	地目		地積 (㎡)		氏名及び住所	氏名及び住所		権利の種類	
		公簿	現況	公簿	実測					
山梨県 山梨市東 字下河原	8 1 番	畑	畑、一部公 衆用道路	3490	3486.26	1587.30 内訳 (畑部分 1578.59) (市道部分 8.71)	別記のとおり	山梨市 上記代表者 山梨市長 望月 清賢 山梨県山梨市小原西 8 4 3 番地	使用借権	収用しようとする土地は別 図のとおり (別図略)

(別記)

登記名義人	氏名	住所	持分
持分75分の3 秋山 向	秋山 向	山梨県山梨市東479番地	3/75
持分15分の1 (亡) 窪田伊兵衛	持分15分の1 不明 登記名義人(亡) 窪田伊兵衛の相続人(ただし、戸籍で知り得た相続人は次のとおり)		
	佐藤三重	東京都足立区梅島二丁目23番13号	不明
	佐藤幸子	東京都足立区梅島二丁目37番2号	不明
	但野喜美	埼玉県朝霞市三原5丁目15番8号	不明
	鴨下京子	東京都足立区梅島二丁目22番7号	不明
	越野寛美	愛知県豊橋市緑ヶ丘二丁目10番地1(Λ-104)	不明
	牧野 是	不明	不明
	不明(窪田伊兵衛の四男)	不明	不明
	窪田綾子	東京都世田谷区池尻4丁目21番8号	不明
	村野 薫	東京都渋谷区西原3丁目35番8号	不明
	窪田千加子	東京都世田谷区池尻4丁目27番33-504号	不明
	窪田明日香	東京都世田谷区池尻4丁目27番33-504号	不明
	沼田公子	東京都府中市美好町1丁目13番地 1-402	不明
	小竹義一	東京都練馬区上石神井1丁目28番25号 杉森方	不明
持分15分の1 中村公紀	中村公紀	山梨県山梨市東470番地	1/15
持分15分の1 (亡) 中村常右ヱ門	中村安一	山梨県山梨市牧丘町成沢345番地	1/15
持分15分の1 (亡) 中村徳多加	渡邊貞子	山梨県甲府市下鍛冶屋町920番地	1/256
	小林久子	山梨県甲府市千塚1丁目9番18号	1/256
	小林 進	山梨県山梨市江曾原169番地	1/256
	加藤直美	神奈川県三浦市初声町下宮田659番地10	1/3840
	小林 茂	東京都葛飾区水元3丁目11番7号	1/3840
	小林雄二	神奈川県横須賀市久里浜3丁目13番1号 クオレ201	1/3840
	杉澤紀伊子	静岡県三島市安久337番地の2	1/240
	菊地千恵子	東京都荒川区荒川5丁目34番12号	1/240
	菊島真規子	東京都荒川区荒川4丁目38番4-307号 ヴィラロイヤル町屋	1/240
	市原繁嘉	東京都北区王子5丁目2番1-925号	1/400
	二階堂 宏	東京都北区十条仲原3丁目12番17号	1/800
	二階堂達也	東京都北区十条仲原3丁目11番4号	1/3200
	二階堂直也	東京都北区十条仲原3丁目4番3号	1/3200
	二階堂 勝	東京都北区十条仲原3丁目12番17号	1/3200
	二階堂 透	東京都北区十条仲原3丁目12番17号	1/3200
	外園由美子	東京都江東区豊洲5丁目3番5-1303号	1/400
	市原明雄	東京都足立区西新井三丁目4番2号 三竹ハイツ203	1/400
	木村恵美子	埼玉県所沢市上新井3丁目1番地の6	1/400
	柏木晴光	神奈川県足柄下郡湯河原町中央三丁目8番地15	1/320
	柏木光恵	神奈川県足柄下郡湯河原町中央三丁目8番地15	1/320
	菊島太一	神奈川県相模原市南区相武台団地2丁目3番2-31号	1/320
	菊島明梨	東京都杉並区高井戸東3丁目10番9号ドーム高井戸101	1/320
	坪田英子	埼玉県さいたま市浦和区瀬ヶ崎5丁目19番29号	1/960
	青山武夫	東京都中野区中野1丁目51番5号	1/1920
	青山裕一	東京都中野区中野1丁目51番5号	1/3840
	平川貴之	東京都中野区江原町2丁目24番5号	1/7680
	平川達也	東京都中野区江原町1丁目47番10-106号	1/7680
	中村智恵子	東京都中野区新井2丁目1番7号	1/960
	中野敏子	東京都足立区西新井栄町一丁目19番31-1704号	1/960
	早川光輝	山梨県笛吹市石和町下平井231番地 村松ハイツ6号	1/2880
	秋山光二	山梨県山梨市鴨居寺461番地1	1/2880
	石井ひろみ	東京都大田区西糞谷四丁目18番3号	1/2880
	谷沢和生	山梨県山梨市江曾原80番地の1	1/3840
	早川睦美	山梨県山梨市万力1875番地 伊東一戸建アパート6号室	1/7680
	土屋百合	静岡県三島市中123番地の5	1/23040
	須田千恵	山梨県山梨市東後屋敷135番地1	1/23040
	森 美恵	山梨県甲府市青葉町13番28号 パーク・ヴィラ3 203号室	1/23040

(別記)

登記名義人	氏名	住所	持分
	早川和子	山梨県山梨市小原西537番地	1/1920
	早川 登	山梨県甲州市塩山上於曾676番地12	1/1920
	反田清香	山梨県山梨市東504番地	1/1920
	早川甲子雄	山梨県山梨市小原西615番地4	1/960
	秋山美佐子	山梨県山梨市鴨居寺373番地	1/240
	河野秀子	神奈川県横浜市神奈川区斎藤分町10番9号	1/240
持分15分の1 野沢健助	持分15分の1 不明 (亡)野沢茂の被選定家督相続人又は相続人(ただし、戸籍で知り得た相続人は次のとおり)		
	野沢健助	不明	1/15
	又は、次の全員若しくは一部の者		
	千田 勝	長野県諏訪市大字湖南868番地7	不明
	千田忠司	長野県諏訪市小和田南1番7号	不明
	野沢文子	千葉県八千代市勝田台3丁目13番地の24	不明
	野沢敏邦	神奈川県相模原市南区相武台団地2丁目2番8-36号	不明
	西沢忠夫	山梨県甲府市富竹1丁目11番3号	不明
	保坂春美	山梨県中巨摩郡昭和町河東中島1932番地	不明
	加藤まつ子	山梨県甲斐市篠原1567番地2	不明
	野沢秀夫	山梨県甲斐市篠原1538番地3	不明
	三添佐知子	山梨県甲府市北新1丁目9番7号	不明
	赤池保彦	山梨県南巨摩郡富士川町青柳町34番地1	不明
	松本真澄	東京都荒川区東日暮里1丁目5番8-1001号	不明
	野澤孝之	埼玉県さいたま市緑区道祖土4丁目2番16号	不明
	野澤保雄	千葉県柏市あけぼの2丁目6番7号	不明
	杉本徳治	山梨県大月市初狩町中初狩164番地	不明
	山口明美	山梨県大月市猿橋町猿橋194番地	不明
	古屋繁美	山梨県山梨市下井尻633番地の4	不明
	杉本知美	山梨県大月市初狩町中初狩164番地	不明
	杉本安信	山梨県大月市初狩町中初狩164番地	不明
	山本美乃里	山梨県甲斐市天狗沢150番地24	不明
	飯沼順子	千葉県柏市大津ヶ丘2丁目11番地5	不明
	飯沼昭教	千葉県柏市藤心2丁目8番15号	不明
	飯沼信司	千葉県柏市大津ヶ丘2丁目11番地5	不明
	飯沼隆雄	アメリカ合衆国ニューヨーク州ニューヨーク市ロングアイランドシティ、クレセント・ストリート4118-3c	不明
	安田峯雄	茨城県古河市新久田205番地48	不明
	熊野昌代	茨城県古河市鴻巣769番地91	不明
	猪俣房子	千葉県柏市豊四季台1丁目1番3-504号	不明
	安田喜久枝	千葉県船橋市前原西6丁目12棟801号	不明
	小俣久子	東京都東村山市秋津町5丁目11番地19	不明
	安田英俊	千葉県船橋市二宮1丁目43番16号	不明
	中込 隆	埼玉県上尾市柏座四丁目9番30号	不明
	村瀬 力	東京都立川市砂川町6丁目8番地の17	不明
	中込 勝	神奈川県川崎市多摩区菅野戸呂1番2-602号	不明
	佐藤百々恵	東京都練馬区高野台4丁目5番3号	不明
	小林健次	山梨県大月市御太刀一丁目15番1号	不明
	小林 貢	山梨県大月市御太刀一丁目15番1号	不明
	小林初恵	東京都練馬区春日町6丁目11番41号 エクセルハイム306号	不明
	小林和成	山梨県大月市大月町花咲749番地	不明
	小林みね子	山梨県都留市下谷二丁目1番28号	不明
北田孝世	埼玉県所沢市狭山ヶ丘1丁目2994番地の13	不明	
小林毅博	大阪府堺市西区上野芝町3丁目15番1-609号	不明	
小林佐智子	神奈川県川崎市多摩区長尾2丁目5番16-5号	不明	
小林美保子	東京都練馬区春日町5丁目31番2-506号	不明	
藤本克二	山梨県大月市初狩町下初狩3396番地	不明	
渡邊昭子	東京都府中市栄町3丁目30番地の8	不明	
藤本勝治	山梨県都留市中津森974番地	不明	
藤本英貴	東京都立川市若葉町1丁目13番地の2 けやき台団地 24棟305号	不明	
加藤節子	山梨県富士吉田市富士見4丁目6番28号	不明	

(別記)

登記名義人	氏名	住所	持分
	加藤 学	山梨県富士吉田市富士見4丁目6番28号	不明
	加藤 明	山梨県中央市一町畑23番地11	不明
	山本由美子	神奈川県相模原市緑区原宿5丁目4番21号	不明
	加藤正広	山梨県都留市上谷二丁目3番15号	不明
	安富誠二	山梨県都留市田原四丁目3番38号	不明
	安富 久	山梨県都留市田原四丁目3番38号	不明
	郷田春枝	山梨県都留市法能1136番地3	不明
	安富正夫	山梨県都留市田原二丁目3番24号	不明
	望月利章	山梨県大月市初狩町下初狩3250番地1	不明
	古屋直美	山梨県都留市つる一丁目1番22号	不明
	望月哲也	神奈川県厚木市関口1008番地1 コリーヌ厚木101	不明
	山口輝子	山梨県大月市大月一丁目16番31号	不明
	松永幸枝	山梨県大月市賑岡町畑倉1808番地	不明
	橋本浩一	山梨県大月市初狩町中初狩3041番地1	不明
	橋本豊史	東京都西多摩郡日の出町大字平井1194番地5	不明
	鈴木英子	山梨県都留市桂町898番地5	不明
	石井美津子	山梨県大月市富浜町鳥沢4712番地	不明
	岡 嗣長	千葉県君津市人見3丁目4番15号	不明
	小林好雄	新潟県新潟市中央区上所1丁目14番13号	不明
	小林好成	山梨県南アルプス市小笠原590番地19	不明
	三品光生	山梨県甲府市国母7丁目11番43号	不明
	河澄一雄	山梨県甲府市国母7丁目11番43号	不明
	高橋敏樹	山梨県甲府市山宮町3371番地434	不明
	高橋靖士	山梨県南アルプス市吉田1236番地2	不明
	河澄正人	神奈川県平塚市中堂13番33号 パティオ湘南301号	不明
	宮崎みどり	青森県八戸市大字鮫町字縫久保8番地1	不明
	小林すゑ子	山梨県大月市初狩町中初狩629番地	不明
	村上成江	宮城県仙台市青葉区みやぎ台5丁目19番8号	不明
	小林克守	山梨県大月市初狩町中初狩629番地	不明
	小林章吾	山梨県大月市初狩町下初狩3184番地13	不明
持分15分の1 (七)野沢七兵衛	野沢松子	神奈川県平塚市明石町1番7号	1/45
	野沢菊三	神奈川県平塚市明石町1番7号	1/45
	野澤公男	山梨県山梨市東724番地	1/9450
	中島恭子	山梨県上野原市上野原4122番地	1/9450
	長田和子	山梨県上野原市上野原5367番地3	1/9450
	野澤正恵	東京都町田市金井町3133番地 藤の台団地3-24-401	1/18900
	野澤二三代	東京都板橋区板橋一丁目11番8-1101号	1/18900
	鈴木幸子	山梨県甲州市塩山西広門田56番地1	1/9450
	野澤直樹	神奈川県厚木市山際146番地1 フ・ミール小平203	1/18900
	野澤弘巳	神奈川県厚木市下川入110番地17 三田ハイツ105	1/18900
	若月道子	山梨県山梨市牧丘町窪平836番地	1/9450
	野沢戦一	山梨県山梨市牧丘町城古寺755番地	1/9450
	廣瀬禮子	山梨県山梨市牧丘町倉科3678番地	1/9450
	野沢りつ	東京都江戸川区東小松川2丁目14番15号	1/6300
	野沢征男	東京都中央区日本橋蛸殻町2丁目15番7号 中の橋ビル601号	1/25200
	佛淵美佐子	東京都江戸川区東小松川2丁目14番15号	1/25200
	紺多和子	大阪府豊中市末広町3丁目10番15号	1/25200
	木村紀久江	東京都江戸川区松江6丁目6番2号 ホーアウルコンス関口305	1/25200
	野沢一郎	栃木県那須塩原市百村3605番地	1/9450
	木村 章	栃木県那須塩原市青木1179番地1	1/18900
	木村貞治	栃木県那須塩原市青木1179番地1	1/37800
	渡邊浩樹	栃木県那須塩原市阿波町117番地1014 クライスC-103号	1/37800
	有原豊子	東京都調布市国領町6丁目17番地13	1/9450
	野沢美文	山梨県山梨市東950番地	1/3780
	野沢 清	山梨県笛吹市石和町唐柏955番地7	1/3780
	高野美代子	山梨県笛吹市石和町上平井1041番地7	1/3780
	松土チカ子	山梨県山梨市一町田中1302番地の37	1/1260

(別記)

登記名義人	氏名	住所	持分
	佐藤森久代	山梨県甲府市愛宕町354番地67	1/2520
	木村 修	静岡県伊豆の国市古奈536番地の8	1/25200
	竜澤正一	神奈川県横浜市磯子区杉田五丁目15番8号	1/8400
	小谷洋子	神奈川県横浜市港南区野庭町610番地 野庭団地2棟292号	1/8400
	加藤和孝	岩手県一関市千厩町千厩字久保田127番地12	1/25200
	加藤仁平	岩手県一関市三関字白崎1番地31	1/25200
	佐藤良美	宮城県仙台市太白区鹿野3丁目24番14号	1/25200
	山下達美	山梨県笛吹市春日居町鎮目461番地4	1/5040
	山下道弘	山梨県笛吹市春日居町鎮目461番地4	1/5040
	不明 (亡) 山本徹の相続財産 (ただし、相続財産管理人不明)	不明	1/2520
	内田孝行	千葉県市川市幸1丁目1番1-1019号 (行徳ニューグランドハイツ)	1/18900
	栗原清美	愛媛県松山市別府町784番地3	1/18900
	小野真佐美	山梨県山梨市三ヶ所117番地の2	1/18900
	野澤守江	山梨県山梨市西2121番地	1/18900
	水上邦子	山梨県山梨市西74番地の1	1/18900
	川崎文子	山梨県中巨摩郡昭和町河西1386番地2	1/18900
	市野定子	静岡県富士宮市富士見ヶ丘1735番地	1/6300
	鈴木栄子	千葉県市原市白金町3丁目37番地の5	1/6300
	野澤春子	埼玉県入間市大字小谷田1666番地125	1/6300
	弘瀬康子	山梨県山梨市西71番地の1	1/12600
	三枝みどり	山梨県甲州市勝沼町勝沼88番地13	1/12600
	野澤 一	山梨県山梨市下神内川180番地の10	1/6300
	木村方子	千葉県市原市五井2226番地18	1/6300
	野澤敬忠	山梨県山梨市大野569番地	1/6300
	久保田三枝子	東京都八王子市丹木町3丁目159番地3	1/6300
	水地定美	山梨県山梨市東663番地	2/6615
	水地今朝雄	大阪府東大阪市友井2丁目10番26号	2/6615
	水地邦子	東京都町田市東玉川学園1丁目7番3号	1/6615
	水地佳子	神奈川県横浜市南区永田みなみ台2番1-1018号	1/19845
	須原 愛	神奈川県川崎市多摩区登戸2848番地3 イニシア向ヶ丘遊園 105	1/19845
	水地和子	東京都町田市東玉川学園1丁目7番3号	1/19845
	桑山延恵	鳥取県鳥取市賀露町南2丁目2番6-12号	1/1960
	桑山利彦	鳥取県鳥取市桂見812番地10	1/1960
	桑山隆徳	愛知県尾張旭市城前町一丁目9番地8	1/980
	桑山ます子	愛知県春日井市東野町西1丁目8番地18	1/1960
	桑山勝雄	岐阜県瑞浪市松ヶ瀬町4丁目7番地 ファインパーク松ヶ瀬 A-205号	1/3920
	椿井いち子	愛知県春日井市東野町西1丁目8番地18	1/3920
	桑山 茂	愛知県大府市吉川町六丁目254番地	1/980
	水地幸子	東京都世田谷区池尻4丁目39番3号	1/6615
	西野裕子	神奈川県川崎市麻生区はるひ野1丁目15番1-214号 リーデンススクエアはるひ野	1/13230
	磯部敦子	東京都町田市鶴間548番地4 ライオンズステージ南町田 201	1/13230
	高橋咲子	千葉県松戸市野菊野4番地 野菊野団地4棟508号室	2/6615
	高橋八重子	東京都足立区西新井五丁目19番1-205号	2/6615
	水地 寛	山梨県山梨市七日市場597番地	2/11025
	水地伯子	山梨県山梨市上栗原1020番地	1/11025
	水地敏仁	山梨県山梨市上栗原1020番地	1/33075
	水地由美	山梨県山梨市上栗原1020番地	1/33075
	一瀬奈美	山梨県山梨市上栗原1061番地2	1/33075
	古屋勝榮	山梨県甲州市塩山上於曾1139番地	2/11025
	太田富江	山梨県甲府市善光寺3丁目10番1号	2/11025
	芦沢和枝	山梨県西八代郡市川三郷町市川大門1768番地	2/11025
	田中公恵	福岡県福岡市西区西の丘2丁目16番15号	2/6615
	水地 勇	山梨県大月市駒橋二丁目5番15号	2/6615
	平野美知子	神奈川県川崎市宮前区潮見台14番11-2号	2/6615
	水地るり子	山梨県山梨市東2260番地	1/4410

(別記)

登記名義人	氏名	住所	持分
	水地清美	山梨県山梨市東2260番地	1/8820
	水地洋美	東京都墨田区菊川二丁目10番11-502号 ドエル老番館	1/8820
	水地郁明	神奈川県横浜市鶴見区獅子ヶ谷一丁目47番7号	1/2205
	手塚知子	山梨県山梨市七日市場1152番地	1/4410
	山本美恵子	東京都大田区蒲田一丁目2番18-422号	1/4410
	佐野達也	山梨県山梨市大工394番地	1/4410
	鶴田さつき	山梨県山梨市北195番地	1/4410
	古川映子	静岡県伊豆の国市守木663番地	1/2268
	鈴木晶子	静岡県三島市文教町2丁目8番20号	1/9072
	古川良明	北海道札幌市東区北33条東15丁目2番10-402号	1/9072
	北古味順子	静岡県伊豆の国市守木75番地の5	1/9072
	古川宗一	静岡県伊豆の国市守木663番地	1/9072
	古川和子	静岡県伊豆の国市守木663番地	1/378
	中平百合子	東京都八王子市下柚木2丁目17番地3	1/1134
	山田廣明	静岡県熱海市清水町21番5号	1/1134
	岩下壽之	埼玉県川越市大字鯨井1535番地1	1/2835
	岩下光治	東京都西東京市谷戸町3丁目27番25-802号	2/2835
持分15分の1 (亡)野沢常右エ門	雨宮美禰子	山梨県山梨市南1335番地 恵信ロジェ山梨	1/600
	雨宮秀樹	東京都中野区鷺宮6丁目10番12号	1/1440
	土屋美佐子	山梨県山梨市牧丘町室伏229番地7	1/1440
	雨宮義彦	山梨県甲州市塩山竹森3058番地	1/1440
	青柳真由美	山梨県甲州市塩部4丁目11番3-313号	1/1440
	雨宮照代	埼玉県川口市芝高木2丁目5番8号	1/600
	鈴木栄子	埼玉県川口市芝下3丁目32番25-206号 朝日プラザ川口芝	1/1080
	雨宮栄二	埼玉県川口市芝高木2丁目5番8号	1/1080
	大島八重子	埼玉県蕨市錦町2丁目7番29号	1/1080
	酒井せつじ	東京都新宿区百人町4丁目 8番7-401号	1/225
	不明 (亡)野沢勝利の相続財産 (ただし、相続財産管理人不明)	不明	1/225
	中澤文也	山梨県山梨市牧丘町窪平99番地	1/225
	小林ひとみ	山梨県甲州市塩山上井尻1683番地8	1/225
	佐藤弘子	秋田県北秋田市根田字屋布岱2番地2	1/150
	野沢康男	埼玉県東松山市美土里町6番67号	1/150
	鈴木成子	山梨県山梨市東後屋敷643番地の4	1/300
	雨宮恵子	東京都練馬区旭町1丁目12番2号	1/200
	雨宮朝枝	埼玉県狭山市大字水野295番地の45	1/1200
	須田紀美子	東京都小平市学園東町3丁目2番2-1号	1/3600
	雨宮義康	埼玉県狭山市大字水野295番地の45	1/3600
	中村義孝	東京都東村山市恩多町3丁目37番地26 エクセル市川 303	1/3600
	雨宮辰巳	東京都中野区中野5丁目37番10-103号	1/1800
	市川和歌子	埼玉県鴻巣市境688番地9	1/1800
	雨宮信次	東京都中野区中野5丁目37番10-103号	1/1800
	雨宮富美枝 法定代理人 司法書士法人法思	埼玉県熊谷市野原135番地1 あにもの森 東京都中野区中野4丁目11番10号 アーバンネット中野ビル	1/1200
	雨宮智雄	東京都中野区弥生町3丁目12番14-602号	1/1200
	丹澤洋子	山梨県甲州市勝沼町休息1446番地	1/120
	田中千晴	山梨県甲州市勝沼町休息1446番地	1/400
	八幡由美子	埼玉県さいたま市浦和区仲町4丁目21番14-3号	1/400
持分15分の1 (亡)野沢彌市	モトヨシ・ケイ・ジェイ	アメリカ合衆国ワシントン州ユニバーシティプレイス市グランドビュー・ドライブ・ ウェスト2030	1/120
	モトヨシ・ウメコ	アメリカ合衆国カリフォルニア州オークランド市マグノリア・ストリート3232	1/120
	スミス・マーヤ	メキシコ合衆国キンタナ・ロー州プラヤ・デル・カルメン市エヒダル区80アヴェ ニュー南7 021A-2	1/120
	ホリウチ・シゲハル ・デイヴィッド	アメリカ合衆国カリフォルニア州サンノゼ市シュリー・コート1609	1/120
	ホリウチ・リー・ロバート	アメリカ合衆国カリフォルニア州オークデール市ロッデン・ロード12049	1/120
	ノザワ・フサエ	アメリカ合衆国カリフォルニア州マウンテンビュー市マーテズ・アベニュー166	1/120

(別記)

登記名義人	氏名	住所	持分
	ノザワ・ケイ・スタンレー	アメリカ合衆国カリフォルニア州マウンテンビュー市マーテンズ・アベニュー166	1/120
	ベルフィーニ・タツエ・ジーン	アメリカ合衆国カリフォルニア州マリンドティブロン町ロック・ヒル・ドライブ160	1/120
持分75分の1 野沢龍之助	野沢龍之助	山梨県山梨市東688番地	1/75
持分15分の1 樋口美根夫	樋口美根夫	山梨県山梨市東1756番地	1/15
持分15分の1 (亡)松川清之丈	中村百合子	山梨県甲州市塩山上於曾2040番地5	1/2100
	小川春子	山梨県甲州市塩山赤尾1021番地15	1/2100
	小川貴子	山梨県甲州市塩山千野3488番地	1/2100
	須江道子	山梨県甲州市塩山赤尾1021番地16	1/2100
	荻原智之	山梨県甲州市塩山千野694番地	1/3150
	鍋谷寿江	神奈川県海老名市中新田二丁目5番13号	1/3150
	荻原節子	神奈川県相模原市南区相武台2丁目22番12号 相武台アイランドハイツ402	1/6300
	近藤裕美	神奈川県藤沢市石川1丁目1番地の8	1/6300
	荻原昌之	山梨県甲州市塩山千野1533番地1	1/3150
	中澤聰子	東京都荒川区西日暮里1丁目34番9号	1/3150
	井口藤子	神奈川県相模原市中央区横山台2丁目11番60号	1/3150
	天川朱美	山梨県甲州市勝沼町休息1774番地	1/2100
	佐藤由美	山梨県甲州市塩山上於曾456番地2	1/2100
	荻原亮一	山梨県甲州市塩山千野692番地	1/2100
	白戸尚子	東京都西多摩郡瑞穂町箱根ヶ崎西松原44番地38	1/2100
	田中芳子	埼玉県久喜市久喜中央4丁目4番32号	1/1575
	小山節子	大阪府箕面市桜ヶ丘5丁目2番3号	1/1575
	荻原正廣	埼玉県蕨市南町3丁目16番2号	1/1575
	鴻池千代子	埼玉県蕨市南町3丁目13番13号	1/1575
	鴻池秀雄	埼玉県蕨市南町3丁目13番13号	1/1575
	鴻池信雄	埼玉県蕨市南町3丁目13番13号	1/1575
	倉田朋子	山梨県山梨市牧丘町倉科2051番地	1/1575
	長坂夏江	長野県佐久市中込1133番地10	1/1575
	廣瀬邦夫	東京都世田谷区用賀2丁目29番11号	1/1575
	森ユキ子	神奈川県横浜市鶴見区朝日町2丁目67番地1 YD鶴見マンションA棟401号	1/2100
	荻原幸子	神奈川県横浜市鶴見区向井町1丁目30番地の14	1/4200
	稲垣みゆき	神奈川県横浜市鶴見区汐入町3丁目53番地1	1/8400
	荻原佑一	神奈川県横浜市鶴見区向井町1丁目30番地の14	1/8400
	上野みち子	神奈川県横浜市鶴見区駒岡二丁目5番21-401号	1/2100
	荻原章吉	神奈川県川崎市宮前区野川4037番地1 エルホーム野川 1-203	1/2100
	雨宮ゆう子	神奈川県横浜市港北区大豆戸町916番地の1 グリーンコーポ大倉山D棟207号	1/5250
	川越美春	神奈川県横浜市港北区樽町一丁目22番60-102号	1/10500
	雨宮 寛	神奈川県横浜市港北区師岡町489番地2 コモンヒル大倉山402号	1/10500
	間瀬啓子	神奈川県横浜市戸塚区上柏尾町311番地12	1/7875
	雨宮和俊	神奈川県横浜市南区永田東二丁目11番27号	1/7875
	雨宮明秀	神奈川県横浜市南区永田東二丁目11番27号	1/7875
	武藤定幸	山梨県都留市鹿留1924番地2	1/10500
	武藤千恵子	埼玉県入間郡毛呂山町大字西大久保802番地8	1/10500
	峰尾紀代	山梨県都留市大幡4500番地	1/10500
	武藤 弘	神奈川県海老名市本郷4000番地の10	1/10500
	武藤政美	山梨県山梨市西2052番地	1/5250
	武藤奈緒美	山梨県山梨市西2052番地	1/10500
	武藤久利	山梨県甲府市山宮町1844番地5	1/10500
	深澤正雄	東京都杉並区永福2丁目1番15号 ガーデンハウス永福 303	1/5250
	深澤秀樹	栃木県宇都宮市陽東6丁目19番7号	1/5250
	依田邦子	神奈川県平塚市東真土1丁目8番3号 ミモザ湘南平塚405号	1/2625
	武藤元治	岡山県瀬戸内市長船町八日市194番地1	1/2625
	青柳 功	神奈川県横浜市港南区港南台四丁目13番12号	1/375
	武藤豊彦	山梨県山梨市西2062番地	1/1125
	武井明美	山梨県山梨市西60番地-N-437	1/1125

(別記)

登記名義人	氏名	住所	持分
	武藤 明	東京都町田市鶴間508番地7	1/1125
	平松迪也	山梨県山梨市堀内1649番地の1	1/1875
	田邊綾子	山梨県甲州市塩山上萩原811番地1	1/1875
	岩波隆夫	山梨県甲府市朝気2丁目1番16号	1/1875
	鎌目美耶子	神奈川県横浜市南区堀ノ内町1丁目87番地	1/1875
	岩波政司	山梨県南アルプス市藤田2552番地6	1/1875
	田邊眞由美	神奈川県横浜市港南区下永谷五丁目23番7号	1/750
	長田礼子	神奈川県横浜市戸塚区秋葉町213番地2 ニックハイム東戸塚第2-504号	1/750
	松川喜久代	山梨県山梨市小原東720番地-D-528	13/5400
	松川喜美江	山梨県山梨市小原東720番地-D-528	23/16200
	河西祐子	山梨県甲府市逢沢1丁目1番3号	23/16200
	相川てる美	神奈川県横浜市泉区桂坂16番地14	23/16200
	松川巴義	山梨県南都留郡富士河口湖町富士ヶ嶺974番地2	1/150
	手塚ちる子	山梨県山梨市七日市場1156番地	1/750
	手塚房江	山梨県山梨市七日市場1156番地	1/2250
	飯塚かおる	山梨県甲州市勝沼町菱山1113番地1	1/2250
	飯室由美	山梨県山梨市下石森680番地3	1/2250
	小金澤睦美	宮城県仙台市青葉区片平1丁目3番16-1101号	1/750
	野村勝美	埼玉県北葛飾郡松伏町大字松伏4707番地9	1/750
	萩原静子	山梨県笛吹市春日居町下岩496番地1	1/750
	萩原清美	東京都葛飾区西新小岩4丁目37番12-602号 ライオンズマンション新小岩第8	1/2250
	萩原壽美	東京都葛飾区西新小岩4丁目37番12-602号 ライオンズマンション新小岩第8	1/2250
	萩原静雄	山梨県笛吹市春日居町下岩496番地1	1/2250
	岩間初音	山梨県笛吹市一宮町末木356番地	1/1125
	廣瀬 宝	山梨県笛吹市一宮町田中443番地	1/1125
	三枝 泉	山梨県笛吹市一宮町東新居898番地3	1/1125
	一瀬小百合	山梨県西八代郡市川三郷町市川大門745番地	1/750
	石川幸江	山梨県南巨摩郡富士川町青柳町327番地1	1/750
	俵 久子	山梨県山梨市下井尻633番地の5	1/1800
	池谷貴一	山梨県甲府市中小河原町279番地7	1/14400
	松川竜二	東京都荒川区西尾久7丁目12番2号 成加パラシオン503	1/14400
	松川清美	山梨県山梨市東1750番地	1/4800
	丸山幸羅	山梨県甲斐市万才1061番地3 パレーシャル竜王201	1/4800
	岩永千鶴	山梨県笛吹市御坂町上黒駒1604番地	1/1800
	猪狩玲子	山梨県甲府市住吉3丁目17番3号	1/1800
	柳澤正信	山梨県甲州市塩山上井尻609番地1	1/1350
	山下静子	東京都八王子市打越町2013番地2 すまいる館京王北野 401号	1/1350
	柳澤信二	神奈川県横浜市神奈川区子安通1丁目56番地5 ビュアシティ子安通303号	1/1350
	松川忠雄	神奈川県藤沢市長後1225番地の1 レーバンスクエア藤沢プレイジウム807	1/1350
	横内袈裟義	神奈川県横須賀市安浦町3丁目9番地	1/1350
	松川みどり	神奈川県横浜市港北区鳥山町1233番地2 コーポラス八木下第2B-202	1/1350
	松川啓子	山梨県山梨市東687番地	1/900
	松川哲也	山梨県山梨市東687番地	1/1800
	増満雅子	神奈川県小田原市蓮正寺902番地の11	1/1800
	松川 重	神奈川県横浜市神奈川区菅田町488番地 西菅田団地5街区1号棟102号室	1/450
	片野由美	栃木県小山市大字立木1148番地	1/1350
	松川雄治	群馬県みどり市大間々町大間々1166番地1	1/1350
	花輪敏子	山梨県笛吹市御坂町成田2586番地1	1/1350
持分15分の1 (七)若宮市兵衛	持分15分の1 不明 (七)若宮正男の被選定家督相続人又は相続人(ただし、戸籍で知り得た相続人は次のとおり)		
	楠 まぎの	不明	不明
	若宮て津	不明	不明
	若宮登久治	不明	不明
	若宮政利	不明	不明
	不明(吉住吉太郎の長男)	不明	不明

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号 印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番

(別記)

登記名義人	氏名	住所	持分
	白石眞岐	アメリカ合衆国カリフォルニア州ロサンゼルス郡サンタクラリタ市バレンシア町オーガスタ・プレイス26837	不明
	村山節子	千葉県習志野市大久保4丁目10番2号	不明
	神立孝一	東京都八王子市明神町2丁目2番8号 八王子スカイマンション 421号	不明
	神立隆二	東京都府中市分梅町4丁目9番地の11	不明
	神立昌輝	千葉県千葉市花見川区朝日ヶ丘5丁目29番3号	不明
	神立曉雄	千葉県市川市南八幡4丁目7番6号404室	不明
	大屋眞由美	神奈川県藤沢市羽鳥3丁目3番6号	不明
	若宮和郎	神奈川県鎌倉市津西二丁目5番9号	不明
	若宮達司	千葉県千葉市中央区新千葉3丁目14番6号 マリーブ千葉302号	不明
	木村雅行	群馬県太田市鳥山中町1575番地13	不明
	木村文隆	埼玉県草加市八幡町923番地	不明
	石川輝子	東京都文京区大塚5丁目20番4号	不明
	磯村ロバート	不明	不明
	不明(末高岩次郎の長女)	不明	不明
	不明(末高岩次郎の次男)	不明	不明
	不明(末高岩次郎の参女)	不明	不明
	末高 至	神奈川県横浜市旭区鶴ヶ峰二丁目56番地の8	不明
	牧口まゆみ	東京都台東区千束3丁目1番12号	不明
	牧口久観	東京都台東区千束3丁目1番12号	不明
	鳥塚久美	埼玉県越谷市大字蒲生3835番地1 朝日パリオ越谷南1-405号	不明
	末高 公	神奈川県横浜市保土ヶ谷区西谷町688番地	不明
	荻田政之助又はその相続人		
	荻田政之助	不明	不明
	又は、荻田政之助の相続人(ただし、戸籍で知り得た相続人は次のとおり)		
	不明(荻田 岩の長男)	不明	不明
	荻田朝雄又はその相続人		
	荻田陽一郎	神奈川県愛甲郡愛川町田代1047番地	不明
	永野阿紀子	神奈川県海老名市上今泉五丁目22番13号	不明
	石井みどり	神奈川県綾瀬市上土棚中1丁目4番29号	不明
	鎌和田柚子	東京都府中市栄町1丁目24番地の31	不明
	荻田 穆	神奈川県中郡大磯町西小磯29番地の1	不明
	荻田 旭	東京都小金井市貫井南町4丁目8番7号	不明
	木下堯子	神奈川県高座郡寒川町岡田8丁目27番16号	不明
	荻田茂生	神奈川県相模原市南区相模台7丁目32番4号	不明
	荻田泰子	栃木県那須塩原市島方606番地3	不明
	荻田 聡	栃木県宇都宮市宝木本町1835番地23	不明
	荻田 恵	栃木県那須塩原市東三島5丁目75番地1 575HouseⅢ-203号	不明
	錦織三千代	神奈川県相模原市南区新磯野3丁目7番1-301号	不明
持分75分の1 (亡)若宮弘及び持分15分の1 (亡)若宮頼兵衛 ただし、戸籍簿の記載は若宮瀬兵衛	若宮清子	山梨県山梨市東488番地	1/25
	角田初美	山梨県山梨市歌田163番地	1/50
	若宮博昭	山梨県山梨市東488番地	1/50
持分15分の2 建設省	国土交通省	東京都千代田区霞が関二丁目1番3号	2/15